

令和3年第1回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第1日目）  
総務文教分科会審査記録

- 1 日 時 令和3年3月5日（金） 午後1時45分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第28号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第15号）  
議第5号 令和3年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（8名）
- |     |                 |    |           |
|-----|-----------------|----|-----------|
| 1番  | 渡 辺 昌 君         | 2番 | 木 村 貞 雄 君 |
| 3番  | 本 間 善 和 君       | 4番 | 高 田 晃 君   |
| 5番  | 佐 藤 重 陽 君       | 7番 | 河 村 幸 雄 君 |
| 8番  | 小 杉 武 仁 君（副委員長） |    |           |
| 委員長 | 大 滝 国 吉 君       |    |           |
- 5 欠席委員  
なし
- 6 傍聴議員（6名）
- |             |           |           |
|-------------|-----------|-----------|
| 上 村 正 朗 君   | 菅 井 晋 一 君 | 富 樫 雅 男 君 |
| 稲 葉 久 美 子 君 | 姫 路 敏 君   | 山 田 勉 君   |
- 7 地方自治法第105条による出席者  
議 長 三 田 敏 秋 君
- 8 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 9 説明のため出席した者
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 副 市 長       | 忠 聡 君     |
| 総 務 課 長     | 竹 内 和 広 君 |
| 同 課 参 事     | 小 川 智 也 君 |
| 同課行政改革推進室長  | 五十嵐 博 君   |
| 同課人事管理室長    | 大 滝 誓 生 君 |
| 同課総務管理室係長   | 本 保 敦 志 君 |
| 同課危機管理室長    | 大 滝 豊 君   |
| 同課危機管理室副参事  | 須 貝 直 毅 君 |
| 同課情報化推進室長   | 川 崎 健 一 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 東 海 林 豊 君 |
| 同 課 課 長 補 佐 | 太 田 尚 美 君 |
| 同課企画政策室長    | 田 中 和 仁 君 |
| 同課財務管理室長    | 榎 本 治 生 君 |
| 同課財務管理室係長   | 鈴 木 郁 君   |
| 同課財務管理室係長   | 斎 藤 要 君   |
| 自 治 振 興 課 長 | 渡 辺 律 子 君 |
| 同課自治振興室長    | 前 川 龍 也 君 |
| 同課公共交通係係長   | 天 井 啓 喜 君 |
| 会計管理者会計課長   | 大 滝 慈 光 君 |
| 消 防 長       | 鈴 木 信 義 君 |

消防本部総務課長	小林精司君
同課庶務係係長	田村善浩君
選管・監査事務局長	佐藤直人君
監査委員事務局次長	木村俊彦君
選挙管理委員会事務局次長	齋藤正栄君
荒川支所長	平田智恵子君
神林支所長	石田秀一君
朝日支所長	岩沢深雪君
山北支所長	齋藤一浩君

10 議会事務局職員

局長	小林政一
次長	内山治夫

(午後 1時45分)

委員長(大滝国吉君)開会を宣する。

分科会長(小杉武仁君)総務文教分科会の開会を宣する。

**日程第1** 議第28号 令和2年度村上市一般会計補正予算(第15号)のうち当分科会所管分を議題とし、担当課長(総務課長 竹内和広君、企画財政課長 東海林 豊君、消防長 鈴木信義君)から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第11款 地方交付税

(説明)

企画財政課長 予算書のほうの9P、10Pになる。第11款地方交付税であるけれども、今回の補正財源といたして1億873万2,000円を追加するものである。以上である。

第13款 分担金及び負担金

(説明)

消防長 同じページであるが、中段、説明欄1、消防管理運営費負担金170万9,000円を増額するものだ。これは関川村、栗島浦村からの消防事務委託による負担金が確定したことによるものだ。以上だ。

第15款 国庫支出金

(説明)

企画財政課長 次のページをお開きいただきたいと思う。第15款国庫支出金であるが、2項1目総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,611万2,000円を追加するものである。これについては、これまで私どものほうで3回限度額ということで示されて交付金をもらってきたわけだが、それとは別に国庫補助事業の裏財源として、これまで第1次から3次まで示されている配分額のほかにこのたび追加配分されるというものである。子ども・子育て支援交付金関連だったり、

乳幼児個別健診などの保健関連、あるいは介護保険事業関連、学校保健関連等、その補助事業の裏として交付されるものである。なお、今回教育費国庫補助金として学校保健特別対策事業費補助金、これ小・中学校それぞれ計上されていて、これが820万円計上されているけれども、この補助事業にも同額の820万円が交付されることとなっていて、それも含まれた額ということである。以上である。

#### 第18款 寄附金

(説明)

総務課長 14Pをお開きください。18款1項5目総務費寄附金である。新型コロナウイルス対策応援寄附金303万5,000円の増額補正である。これについては、むらかみ未来きらっと★基金、3月1日現在で1,006万1,014円ご寄附をいただいている。今回で合計998万円を合わせて充当になった。インフルエンザの予防接種の事業に充当させていただいている。以上である。

#### 第19款 繰入金

(説明)

企画財政課長 次の第19款繰入金であるが、こちらについては、当初予算で財政調整基金8億円、その後補正予算で1億円の追加ということで計上していたが、今回3億円を減額し、6億円とするものである。また、新潟県厚生連村上総合病院移転新築支援基金繰入金であるが、先ほど条例の廃止ということでご提案申し上げたので、7億3,070万円を追加し、合計で9億5,090万円ということで、全額廃止に伴って繰入れをするというものである。

#### 第22款 市債

(説明)

企画財政課長 第22款市債であるが、市債充当事業の確定等に伴って起債額を調整をいたしたものである。このうち保健衛生債については、先ほど来お話が出ている村上総合病院の関係であるが、過疎債が追加配分されることによって、全額過疎債へ振り替えたものである。また、新型コロナウイルス感染症の影響によって、地方消費税交付金などの交付税算定増の際に見込まれている国からの交付金があるが、それらが交付税算定で見込まれた額よりも、繰入れ見込んだ額の減収となる見込みが出てまいって、その分についてこのたび国のほうで減収補填債という新たな起債の発行を認めることになったことによって、新規計上ということである。なお、この減収補填債については、後年度全額交付税で措置されるというものである。以上である。

#### 歳入

##### 第11款 地方交付税

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

##### 第13款 分担金及び負担金

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 第15款 国庫支出金

(質 疑)

木村 貞雄 今ほど課長から詳しい説明あったのだけれども、私もちょっと悩んで、この国庫補助金の中で月曜日は学校教育課なので、歳出のほうは話してできないのだけれども、コロナ歳出のほうに1,080万円あるけれども、この総務の国庫補助金から要するにコロナウイルスの関係の地方臨時交付金の中からこの額の今ほど説明あったように820万円、それであとそのほかの私今言ったやつをここから入れているわけか、総務費のほうの。

企画財政課長 新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金については、全てここで一括で受けているので、それを今までのいろんな各事業打ってきたわけだけれども、そこに充当しているということであって、今回はその補助事業の裏に限ってまた別入額が来たということで、今委員おっしゃったような学校教育の事業、それについても補助金も入るが、こちらの臨時交付金も新たに上げるよということでの今回の追加である。

木村 貞雄 ちょっと分かりづらい背景になったので、すっきりした。終わる。

## 第18款 寄附金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 第19款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 第22款 市債

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 歳出

### 第2款 総務費

(説 明)

総務 課長 予算書の16P、2款1項12目電算管理費に対する財源更正である。補正額の財源内訳で国庫支出金75万1,000円を充当した。歳入のほうの予算書のほうの12Pちょっとお聞きいただきたいのだが、12Pのところの上から2段目の15款2項2目民生費国庫補助金のうち、1節の社会福祉費補助金、1、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金25万3,000円、それから2節の児童福祉補助金の2番になる。子ども・子育て支援事業費補助金49万8,000円、合わせて75万1,000円がそれに関する情報システムの改修等に係る補助費ということで電算管理のほうに充当になっているものである。以上だ。

### 第9款 消防費

(説 明)

消 防 長 ページで23、24Pお開きください。一番下になる9款消防費だ。これも、財源更正によるものだ。歳入でご説明した負担金との関係等により財源更正するものだ。以上だ。

#### 第12款 公債費

(説 明)

企画調整課長 第12款公債費であるが、本年度の交付税算定において交付税算入額が確定したことに伴い、関川村、栗島浦村からいただいている負担金の額が変更になったことによる財源更正である。

#### 第13款 諸支出金

(説 明)

企画財政課長 続いて、第13款第2項第1項基金費であるが、厚生連村上総合病院移転新築支援基金の廃止によって、残高9億5,090万円の7割分として6億6,563万円を財政調整基金へ、3割の2億8,527万円を減債基金へ積み立てするものである。また、議第15号、村上市地方創生応援基金でご説明のとおり、このたびの信金中央金庫からいただいた企業版ふるさと納税1,000万円のうち、今年度事業に充てる160万円を差し引き、一般財源60万円と合わせ900万円を積み立てするものである。

#### 第14款 予備費

(説 明)

企画財政課長 続いて、第14款予備費であるが、予備費については端数調整によるものである。以上である。

#### 第2条「第2表 繰越明許費補正」

(説 明)

総務 課長 予算書の4Pをお開きください。第2表、繰越明許費補正である。9番の消防費、防災対策一般経費で1,520万円を繰り越しさせていただき明許の補正である。これについては、公共施設及び避難所の公衆無線LAN、Wi-Fi工事の関係の無線LAN工事のほう、5地区のうち村上、朝日、山北、3地区の避難所について今年度内に工期を終えないということが分かったので、繰越しの補正をさせていただきものである。

#### 第3条「第3表 地方債補正」

(説 明)

企画財政課長 続いて、5Pの第3表、地方債の補正である。こちらについては、先ほど第22款市債でご説明のとおり、起債に対する事業費の確定などによって調整を行ったものであって、減収補填債の追加と保健衛生債などの限度額を変更するものである。以上である。

歳出

#### 第2款 総務費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第9款 消防費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第12款 公債費

(説 明)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第13款 諸支出金

(説 明)

木村 貞雄 どこで聞けばいいかなと思ったのだけれども、新年度予算でもいいけれども、この財政調整基金のことでお伺いするけれども、今定例会の2日目の代表質疑でもあったように、課長のほうから答弁の中で、令和3年度の年度末には15億円から16億円ぐらいの締めというような話聞いたのだけれども、現在は今のこの予算も入れると30億9,656万8,000円ぐらいなっているのだけれども、どういったその令和3年度に、主なものいいから、どういうところに使うという、そのことだけでいいのだけれども、細かく金額までいい。

企画財政課長 これは、財政調整基金であるので、どこに充当するという・・・

木村 貞雄 予定として。

企画財政課長 いや、財政調整基金の場合は、特定目的基金でないので、充当するというものではないので、あくまでも一般財源の補填ということである。15億円として申し上げた部分については、あのときあくまでも今の予算後全部執行した場合ということでお答えをしたということなのだが、委員おっしゃったとおり、今現在今回のこの補正予算まで含めると約30億9,000万円少々ということになるけれども、まだ6億円今年度分投入したままになっている。今後特別交付税等がどんなふうに、除雪の関係とかでどうなってくるかとまだ確定していないので、私のほうとすると、最終的には6億円全部戻すということ頑張っではいるのだけれども、それらが今まだ分からないので、予算を全部執行した場合ということで15億円ということで申し上げたものである。

小杉分科会長 よろしいか。いいか。

木村 貞雄 そうすると、令和3年度予算は全体的に15億円ぐらい不足するかなという、そういう思いでいったあれか、答弁では。

企画財政課長 令和3年度予算には今投入予算をお願いしているが、9億8,000万円、約10億円であるので、その分を全部今年度の補正15号以降今計上してある部分と、令和3年度に予算で今計上してある9億8,000万円を全て執行したとしたならば、約15億円少々残るといふ、そういうことである。

木村 貞雄 終わる。

#### 第14款 予備費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第2条「第2表 繰越明許費補正」

(説明)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第3条「第3表 地方債補正」

(説明)

(「なし」と呼ぶ者あり)

**日程第2**

議第5号 令和3年度村上市一般会計予算のうち当分科会所管分を議題とし、担当課長(総務課長 竹内和広君、企画財政課長 東海林 豊君、自治振興課長 渡辺律子君、議会事務局長 小林政一君、選管・監査事務局長 佐藤直人君、荒川支所長 平田智枝子君、神林支所長 石田秀一君、朝日支所長 岩沢深雪君、山北支所長 斎藤一浩君、消防長 鈴木信義君)から収入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第2款 地方譲与税、第3款 利子割交付金

(説明)

企画財政課長 それでは、歳入の第2款からとなるが、18P、19Pをお開きいただきたいと思う。第2款地方譲与税から第11款地方交付税まで一括して説明をさせていただく。これらの交付金の算定に当たっては、総務省などから示される資料に基づき算出しているものである。この中で、2款地方譲与税のうち3項森林環境譲与税を除き、1項地方揮発油譲与税及び2項自動車重量譲与税は、いずれも減額見込みとなっている。

第4款 配当割交付金、第5款 株式譲渡所得割交付金、第6款 法人事業税交付金、第7款 地方消費税交付金

(説明)

企画財政課長 次に、第4款配当割交付金から第7款地方消費税交付金までであるが、地方財政計画においては、5款株式等譲渡所得割交付金を除き、いずれも減収見込みという予測となっているが、本市の今年度の決算見込みを考慮し、算出しているもので、昨年度比では増となっているものである。

第8款 ゴルフ場利用税交付金

(説明)

企画財政課長 次に、第8款ゴルフ場利用税交付金であるが、前年度と同額を。

第9款 環境性能割交付金

(説明)

企画財政課長 第9款環境性能割交付金では、前年度比マイナス800万円の1,700万円を見込んでいます。

## 第10款 地方特例交付金

(説明)

企画財政課長 次に、第10款地方特例交付金であるが、これまでの市民税などの減税措置に伴う交付分は、減額となる見込みであるけれども、新型コロナウイルス感染症の関連で中小企業の固定資産税減免措置に伴う減収分の補填措置として新設される特別交付金を1億7,200万円見込んでいる。

## 第11款 地方交付税

(説明)

企画財政課長 次に、第11款地方交付税では、普通交付税で合併算定替え特例措置の終了による減額分や公債費歳入の減などを見込みつつ、市税収入などの減による基準財政収入額の減や本年度交付実績などを考慮し算定したもので、前年度比1億円の減として見込んでいる。特別交付税については、昨年度と同額の8億円としている。以上が第2款から第11款までの概要となる。以上である。

## 第13款 分担金及び負担金

(説明)

消 防 長 それでは、22、23Pをお開きください。中段になるが、13款2項4目1節消防費負担金2億892万2,000円だが、説明欄1、消防管理運営費負担金2億889万1,000円は、関川村と栗島浦村からの消防事務委託による負担金だ。前年度比プラス3.5%、696万7,000円の増額だ。説明欄2、日本海東北自動車道救急車退出路門扉維持費負担金3万1,000円だが、これは高速道路の門扉維持に係る経費の胎内市負担分だ。以上だ。

## 第14款 使用料及び手数料

(説明)

総務 課長 14款使用料及び手数料、1項使用料である。1番の行政財産使用料については、総務課所管地における電話柱及び電力柱に関する使用料である。2番の電柱共架料は、神林地区におけるイントラネット電柱の共架料である。

自治振興課長 続けて、3番、行政財産使用料は、自治振興課所管施設内における電柱、電話またポストの使用料となる。4番、地域コミュニティセンター使用料については岩船、瀬波、上海府の3施設のコミュニティセンターの使用料で、実績により計上している。

総務 課長 25Pになる。行政財産使用料9,000円については、上海府地区屋外子局への通信事業者への使用料である。

消 防 長 同じく、14款1項8目1節の消防使用料だ。説明欄2、行政財産使用料、状況本部所管分10万3,000円だ。これは、消防施設内の東北電力やN T Tの電柱、電話の設置と電話ボックスによる使用料だ。

自治振興課長 続いて、26、27Pお開きください。14款使用料の2項手数料だが、1目総務手数料の1、地縁団体認可証明手数料、こちらについては地縁団体が登記や融資に添付する許可証明書や印鑑証明書の手数料で、科目計上となっている。

消 防 長 29Pをお開きください。14款2項7目1節消防手数料91万5,000円だ。説明欄1から6にあるとおり、消防本部における手数料、前年と同額だ。



## 第15款 国庫支出金

(説明)

- 総務 課長 15款2項の国庫補助金になる。1目総務費国庫補助金、29Pの中段から下、1番、社会保障・税番号制度システム整備費補助金106万4,000円は、自治体中間サーバーのプラットフォームの次期のシステムに係る設計構築費移行経費に係る補助金である。
- 消防 長 31Pをお開きください。15款2項5目1節消防費補助金548万6,000円だ。これは、令和3年度設置予定の耐震性防火水槽2基の補助金だ。以上だ。

## 第16款 県支出金

(説明)

- 企画財政課長 32から33Pになる。第16款第1項第4目事務移譲交付金であるが、県から市への事務移譲に関する事務処理経費として前年度交付されているものであるが、近年の実績を考慮して、前年度と同額の400万円を計上いたした。続いて、16款第2項第1目総務費県補助金の説明欄1、土地利用規制等対策費交付金であるが、国土法の届出に対する事務処理に係る交付金であるが、実績を考慮して前年度より4万円減の14万9,000円を計上いたした。続いて、2の電源立地地域対策交付金は、前年度と同額の1,750万円を計上いたした。
- 自治振興課長 続けて、3番、移住・就業等支援事業補助金だが、こちらは令和元年度から取り組みしているUIJターンによる企業就業生を創設する取組への補助で、単身世帯2世帯と複数世帯1世帯を見込んだ額を計上している。続けて、4、県U・Iターン実現トータルサポート事業補助金、こちらについては、令和2年度の予算ではいがたで「暮らす・働く」応援プロジェクトモデル事業補助金となっていたが、名称が変わったもので、内容としては学生をインターンとして地域に受け入れる地域実践型インターンの事業の補助金54万3,000円と、令和3年度新規の取組で移住の検討で県外から本市に来訪する人へ移住体験ツアー補助、上限1万円の交通費を補助するもので、10人分10万円を計上している。続けて、5番目の地域少子化対策重点推進交付金は、こちらも新規の事業で、結婚新生活支援補助金に対する補助金で、上限30万円の12件分を見込んでいる。補助率2分の1となる。
- 総務 課長 35Pお開きください。16款2項6目1節の消防費補助金、地域防災力向上支援事業補助金50万円については、毎年行っている防災士養成講座の受講料、受験料、登録料の支援に対する補助金である。
- 選管・監査事務局長 それでは、同じページの一番下であるが、16款3項委託金の1目3節選挙費委託金だ。説明欄1の在外選挙人名簿登録事務委託金は、在外選挙人の定時登録の委託金である。1,000円を計上させていただいている。それから、次の2から4、次の37Pの説明欄にわたるが、令和3年10月21日、任期満了による衆議院議員総選挙に関する委託金である。2については、事務委託金として4,627万5,000円、続いて、37Pの3、開票速報事務委託金として9万8,000円、4は啓発推進委託金として11万7,000円である。ただいまの2、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民事務委託金4,627万5,000円と37P、3の衆議院議員総選挙開票速報事務委託金9万8,000円、それと4の衆議院議員総選挙啓発推進委託金11万7,000円の3つの歳入合計額が4,649万円であって、恐れ入るが、76P、77Pをお開きいただきたいと思う。中ほどに衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査経費の歳出額4,649万円

と同額である。以上だ。

企画財政課長 続いて、16款3項1目4節統計調査費委託金であるが、統計調査等市町村交付金については、本年度実施された国勢調査が終了することから、前年度比2,189万6,000円減の458万9,000円、次の統計調査員確保対策事業委託金については、前年度と同額の4万1,000円を計上いたした。

#### 第17款 財産収入

(説明)

企画財政課長 続いて、第17款1項1目財産貸付収入の1節土地貸付収入は98件分で1,833万1,000円を、17款1項1目2節建物貸付収入では6件で51万1,000円を見込んでいる。17款1項1目3節物品貸付収入は、項目のみ計上である。次に、17款1項2目利子及び配当金の1節配当金であるが、これも項目計上である。17款1項2目2節基金運用収入では、本年度の実績見込みを考慮して各基金の利子収入を見込んだ。次に、17款2項1目の不動産売払収入の1節土地売払収入は、土地2筆分の売り払いで796万円を見込んでいる。次の17款2項1目2節建物売払収入と、次のページに行って、17款2項1目3節立木の売払収入、17款2項2目1節物品売払収入の不用物品売払収入、17款2項3目1節生産物売払収入、17款2項4目1節有価証券売払収入は、いずれも項目のみ計上である。

#### 第18款 寄附金

(説明)

総務課長 それでは、18款寄附金である。1項1目一般寄附金、2目総務費寄附金、3目民生費寄附金、4目教育費寄附金とも科目計上である。なお、総務費寄附金の2万円には、新型コロナウイルス対策応援基金の科目計上である。

企画財政課長 続いて、次の18款1項5目1節ふるさと納税寄附金であるが、実績を考慮して前年度と同額の2億5,000万円を計上いたした。

#### 第19款 繰入金

(説明)

企画財政課長 続いて、第19款2項基金繰入金であるが、財政調整基金で昨年度より1億8,000万円増の9億8,000万円を、その他目的基金では、それぞれの目的に応じて基金の繰入れを計上しているが、村上総合病院移転新築支援基金からの繰入れが終了したことから、基金繰入金は全体で前年度比較7億4,880万円減の12億4,250万円を計上している。

#### 第20款 繰越金

(説明)

企画財政課長 続いて、第20款繰越金であるが、決算見込み等を考慮して、前年度と同額の6億円を計上いたした。

#### 第21款 諸収入

(説明)

企画財政課長 次に、21款諸収入の1項2目加算金、3目過料は、いずれも項目のみ計上である。

会計管理者 同じく、21款2項1目市預金利子である。説明欄2、歳計現金預金利子11万4,000円であるが、当面の間市の当座預金の残高に余裕がある場合、一時的に市内の金融機関に普通預金等で預金した場合の利子である。以上だ。

企画財政課長 21款3項1目公営企業貸付金元利収入、それから次のページ行っていただいて、21款6項1目滞納処分費、2目弁償金、3目違約金及び延納利息、4目小切手未払資金組入れ、5目過年度収入は、いずれも項目のみ計上である。

総務 課長 21款6項6目雑入になる。1節総務雑入である。例年どおりの中で主なもののみ、あるいは新規のものをご説明申し上げる。15番、下水道負担金管理システム負担金102万2,000円、昨年より17万5,000円増額になっているが、令和3年度においてサーバーを更新するため、機器リース保守委託料を下水道会計のほうから負担金をいただくと。同じく、企業会計の端末料負担金についても、下水道事業分の追加や対象のパソコンの入替えに伴うリース料の増により47万6,000円ほど昨年度より増額になっている。また、22番、表示灯広告料収入45万円ということで、庁舎左手に新たに市民ホールのところのところに庁舎利用の案内板と、市民課受付のところのところに広告を載せるということで、年間のこの広告料収入として45万円計上させていただいたものである。

企画財政課長 次に、企画財政課所管であるが、次の23番から30番までとなっているが、建物自動車共済関係は、項目のみ計上である。その他については、前年度の実績を考慮し、ほとんど前年度並みということになっている。以上である。

自治振興課長 続いて、31番から34番まで自治振興課所管であるが、コミュニティセンターにおいての雑収入となって、これまでの実績を考慮して計上している。

総務 課長 45P、21款6項6目8節消防雑入、説明欄1番の上水道事業防災行政無線電波利用料負担金は、上海府が300円掛ける600分の負担金である。

消 防 長 同じく、21款6項6目8節消防雑入、説明欄2から10までが消防本部所管分だ。説明欄2、自動販売機設置電気料4万1,000円だが、18万円の減額だ。3の自動販売機手数料90万6,000円だが、56万3,000円の増額だ。この自動販売機に係る増減については、契約内容の変更で電気料を含む貸付料としたことによるものだ。5、高速道救急業務支弁金148万9,000円だが、前年度比マイナス4.7%、7万3,000円の減額だ。これは、算定数値が下がったことによるものだ。次のページ、47Pをお開きください。上段、9、消防団員公務災害防止活動援助事業助成金38万6,000円は、消防団のLED投光器購入の助成金だ。10、防火水槽撤去工事補償金200万円は、高速道路工事に伴う山北地区堀之内の防火水槽撤去に伴う補償金だ。以上だ。

第22款 市債  
(説明)

企画財政課長 第22款市債であるが、前年度比プラス7億550万円の25億8,960万円を計上している。22款1項3目農林水産業債では、国の3次補正などによって事業の一部を令和2年度に前倒ししたことなどによって、前年度比マイナス6,280万円、22款1項5目土木債では、村上総合病院移転新築周辺道路整備事業の完了などによって、前年度比マイナス1億9,580万円、22款1項6目消防債では、消防ポンプ自動車の購入の減などによって、前年度比マイナス3,310万円、22款1項7目教育債では、山北会館改修、小・中学校エアコン整備などで前年度比4億9,600万円の増額となっており、各種事業に活用可能な市債を見込んでいるほか、地方交付税からの振替分である臨時財政

対策債が5億6,000万円増の13億1,000万円を見込んでいる。なお、市債の残高見込みであるが、219Pに記載のとおり、令和2年度末では339億1,146万7,000円、令和3年度末には332億2,646万3,000円となる見込みである。以上である。

歳入

第2款 地方譲与税

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第3款 利子割交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第4款 配当割交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第5款 株式等譲渡所得割交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第6款 法人事業税交付金

(質 疑)

木村 貞雄 18Pの法人事業税交付金のことでお伺いするけれども、これ令和2年度から始まったのだけれども、この交付金のその精算根拠というか、その辺の中身について伺えるだろうか。

企画財政課長 こちらについては、県のほうからこれ来るものであるけれども、県のほうでこのくらいになるよという試算が来て、それに基づいて私ども計上しているということである。

木村 貞雄 そうすると、あまり県のほうから具体的なことは示されていないということだね。  
企画財政課長 数字が来るのだけれども、結局今年度もそうなのだが、県のほうでどういう積算をしているかと、我々そこまでちょっと、細かい計算はもちろんしているのだけれども、実際今年度もかなり見込みよりも動くようだというようなことで今来ているし、細かいその積算の積み上げまでは、ちょっと私どものほうにはなかなか来ないというか、数字は示されるけれども、そんな形になっている。

第7款 地方消費税交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第8款 ゴルフ場利用税交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第9款 環境性能割交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第10款 地方特別交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第11款 地方交付金

(質 疑)

高田 晃 ちょっと大局的なことをお伺いするが、地方交付税、今回1億円ほど前年比でマイナスになっているということで、この前一般質問のときも私今後の財政見通しみたいなのをちょっと心配して、時間なくて課長の話の聞けなかったのだが、今後の見通しとして人口は減っていくだろうと。当然イコール税収も減っていくだろう。去年やった国調の結果、人口減も相当、5,000人ぐらい減っているのではないかと。基準財政需要額、収入額、これによって交付税も変わってくるのだが、それらと、あとはこれも一般質問でちょっと重複するが、県の財政状況も非常に厳しいというふうなこともあって、基金も将来考えていけばこの数字、金額ではちょっと不安だなというふうな話をしてしたが、今後の財政見通し、公債費の返済が5年後、令和5年ぐらいでピークを迎えるという話も聞いているので、あまり不安になるような話はないとは思いますが、ちょっと財政見通しみたいなの若干お話しできればありがたいのだが。

企画財政課長 なかなか一言で説明するのは非常に難しいのだけれども、交付税についてまず申し上げると、確かに今委員おっしゃるとおり、我々も同じような不安を抱いていて、人口減れば算定基礎入っているわけなので、単純にいくとその部分でぐっと落ちてしまうということになるのだが、これまでそこには補正の計数が入って急激に落ちないようにだとか、いろんな形で国のほうでどんなふうな計算をするかというの、まだ私どもの中でもこれが全然見えないと。今年あたり見えても、そこにコロナが入ってきているので、国の財源限られてはいるのだけれども、全体的にどこの予算でも税が減っているの、単純にいくとその分全額もちろん来ないけれども、税であれば75%しか見てくれないわけだけれども、その分交付税に振り替わったりという部分がある。また、あともう一つ複雑にしているものとして、臨時財政対策債が絡んでくるものだから、財源が足りない部分をそのような形で国が補ってやってくると。本来は、臨時財政対策債はこれかなり前からもう始まっているけれども、最近の本来の傾向からいくと、国がもうこれは縮小していくよという話で、現に減ってきたのだけれども、また今年になって見込みではぐっと伸ばさざるを得ないというふうな状況であるので、その辺がちょっとまず一つは、私ども今年度の交付税一つ取っても、なかなかはっきりと見通しがつかないかなという部分が1つある。あと、元利償還金の話先ほど令和5年度ピークということで今見込んでいる。これからのその借入れの仕方、あるいは利息も含めて状況によって当然これは動いていくのであれだけれども、今私が見込んでいる中では、令和5年度まで上がっていくのだが、その後下がりながらいくというような見込み、公債費1つでだ。そんな見

込みもあるので、私どもからすると、財政担当からするとまだ急に例えばこれを100%転換するというのはなかなか難しいのだが、最終的には前から申し込んでいる基金対応がない形のやっぱり構造に変えていかないと、最終的にはずっと基金に頼るといふわけにいかないのでは、県もそんなふうに取り組んでいるけれども、そういうふうにしていかなければならないという心づもりではやっているが、ただ急に今年度から基金全部入れないで予算組めるかという、なかなか財源がそこまで確実なものが見込めないという形の予算編成になっていると、そんな状況である。

高田 晃 これは、副市長に聞けばいいのだろうか、今企画財政課長の見通しは聞いたので。令和3年度は、これはちょっと言葉が妥当かどうかあれだけれども、いわゆるそのコロナの影響で財政状況が悪化した分国が補填したと。減収補填債なんかもそうだけれども、それでいわゆる帳尻を取ったような感じがある。ただ、やっぱりこの先本当に厳しい状況になってくるのではないかなというふうなときに、いわゆる行政運営全般として、要するに市長が言うのはいわゆる間口を、入を広げて出を絞るといふようなやり方だと思うのだが、その辺副市長としての何か今後のいわゆる財政基盤を堅持するため、持続可能な財政運営をするために、ちょっと何かポイントあればまた教えていただきたい。

副市長 財政見通しについては、今企画財政課長が申し上げたとおりである。令和3年度の施政方針演説にもあったけれども、選択と集中という言葉を使わせていただいている。市長がその中で申し上げているのは、入を最大限見込みつつも、やはり出をいかに、単純に抑えていくというよりも、効果的な使い方をどう市民の皆様方に理解をいただきながら進めていくかということになるのだろうというふうに思う。全て縮小、縮小という物の考え方では、やはり気持ちも縮んでしまう。そうではなくて、今まで取り組んできたものを1回見直ししながら、新たにそれを土台にしてさらに次へどう展開を進めていけばいいのかというようなことをやはり十分に検討、そして考えながら、あるいはご意見をいただきながら進めていくというのが肝要かというふうに思うので、近々お示しをさせていただくお約束の公共施設の今後の在り方、これについてもそういった観点を持ちながら、財政に見合った支出というふうなことも肝要かというふうに思っている、そういった気持ちを持ちながら進めさせていただきたいというふうに考える。以上だ。

木村 貞雄 2回あるよね。

小杉分科会長 はい。

木村 貞雄 今ほどの地方交付税の中の1点だけ伺いたいのだが、その令和5年度は償還のピークを迎えるのだけれども、当市は過疎債が結構使われているので、その中の据置期間を終わった翌の償還する、毎年償還するだろう。その中に、今ほどのこの地方交付税の中にどんな形で入ってくるのかというのをお聞きしたいのだけれども、70%分の。

企画財政課長 交付税、ご承知のように基準財政需要額、歳出側の当たる部分と歳入側に当たるあの基準財政収入額のその差で交付されると、単純に言うとそういう形になる。例えば過疎債を借りると、その借りた分の7割算入ということでよく言われるけれども、その7割分の償還費、その年に当たる部分のその償還費がほぼそのまま基準財政需要額に加算されてくるという、そんな形である。

小杉分科会長 よろしいか。

木村 貞雄 その過疎債の分も、基準財政需要額の中に加算されて、そこで積算されるというこ

と。そういう仕組みになっているということか。

企画財政課長 そうだ。基準財政需要額の中に含まれてくるという形だ。

木村 貞雄 終わる。

### 第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第15款 国庫支出金

(質 疑)

本間 善和 国庫支出金の5番目、消防長ちょっとお伺いしたいと思う。防火水槽を2基造るということで、国庫補助金計上してあって、550万円ぐらいの金額上がっているわけだが、これは2基ということで、新設という格好での考え方でよろしいだろうか。

消 防 長 1基に関しては、荒川地区の羽ヶ榎で、これ新規になる。それから、もう1基、山北地区の堀之内、先ほど歳入でもお話ししたけれども、撤去しなければならない防火水槽があるので、それを新規で造るということになる。以上だ。

本間 善和 この堀之内のことなのだけれども、これ多分1基造ると予算からいって約1,000万円ぐらいの金額かかると思う。それで、国庫補助金はそのうち270万円ぐらいの国庫補助金が来ると。補償費として200万円しか計上していないということなので、これは補償費のほうにも関係してくるのだけれども、果たしてこの国庫補助金として対象になるのかということがちょっと私疑問符打ったので、はっきり言って高速道路を造るために移転をしなければならないと、今あるやつを。新しく造るのではないのだ。今までのものが使えるのに、高速道路の用地に入ったからそれを取っ払わなければならないと。そのときには、全て国土交通省が出すお金ではないのか。

(何事か呼ぶ者あり)

消防本部総務課長 後のほうで、雑入のほうで出てまいるけれども、補償額の計算である。200万円の内訳なのだが、既存、今ある防火水槽の撤去分が70万円である。代替施設の建設費に対する補償分が130万円である。代替施設の建設分であるけれども、国の公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱、これに基づいて国のほうから話があったものであって、現在の今ある防火水槽を改めて造った場合の費用から今ある防火水槽の減耗分、要は造ってからこれまで使ってきた分を差し引いてその分を補償するというものであるものだから、代替施設の建設分としては130万円の補償になるというものである。国庫補助金との関係であるけれども、補助対象経費としては、堀之内のほうの防火水槽900万円の事業費を見込んでいる。それに対して、補償額が130万円ということであって、補償額を差し引いた補助対象経費が770万円である。補助金額については、548万6,000円ということなので、全額補助の、補助のほうはどうしても上限で打ち切りになっているので、この部については従来どおりいただけというものである。

本間 善和 今の理解分かった。非常によく分かった。残存物件の分を引いたという考え方とい

うのだ。最後の答弁のところ、546万円補助金ついたらけれども、これ2基分だよ。1基分ではないよ。堀之内の分だけではないよ。

消防本部総務課長 大変失礼した。補助基準額が548万6,000円であって、この基準額の半額が補助されるので、先ほど申し上げたように、工事の事業費が900万円で、補償額130万円を引くと770万円だ。770万円というのは、補助基準額よりも多い金額になっているので、補助基準額の2分の1の金額については、きちんといただけるという計算になっているというものである。

本間 善和 分かった。理解した。

#### 第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第17款 財産収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第18款 寄附金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第19款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第20款 繰越金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第21款 諸収入

(質 疑)

本間 善和 私ここの委員になって初めて・・・

小杉分科会長 ページ数お願いします。

本間 善和 総務課長にちょっとお伺いしたいと思う。総務課長、私雑入の中の総務雑入、43Pになるけれども、以前18番のところ、職員が駐車場の使用料というやつ、一応検討していただけないだろうか。これは、私の考え方では山北支所、朝日支所、神林支所、荒川支所の職員は、こういう駐車場の料金を取っていない。ただし、本庁の職員だけ駐車場の料金をいただいている。前回のときは、この近辺には民間の土地を借りなければ駐車場とならないので、その分ごとを補填するためにもしなければならぬのだと、理解をいただいているのだと、組合のほうにもというお話だったのだけれども、そのお話をした大分なつたし、大分検討したと思うので、私は職員の均衡性から考えても、取っていいものなのかどうかということが、同じ職員同士の中で一部は取らない、一部は取っている。転勤すれば、同じ職員だって山北に



行った職員が村上に来れば取れる。山北にいたときは取られなかったと。先月まで納めなくてもよかったということになるものだから、その辺のところ何かいい検討結果出たのか、どういうふうになっているのか、その辺のところちょっとお伺いしたいと思う。

総務 課長 私もご質問いただいて、検討という言葉使わせていただいたと思うし、副市長のほうからも答弁させていただいたかという記憶ある。結論から申しますと、このままちょっと継続させていただきたいというところである。その不公平感が全部取らないのか、逆に全部取るのかと。結局支所の駐車場だって、修理とか板を直さなければいけないとか出てくるのであれば、逆に公平感を取るのであれば、全部取るという選択肢もあるものだから、そこは組合側との話でも慎重にしていきたいなど。検討は引き続き検討させていただく。今年は雪が降って、修繕等かなり負担金に助けられて仕事しているというのが実情である。

## 第22款 市債

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長(小杉武仁君)休憩を宣する。

(午後 2時47分)

分科会長(小杉武仁君)再開を宣する。

(午後 2時59分)

歳出

## 第1款 議会費

(説 明)

事務 局長 それでは、予算書の50P、51Pを御覧ください。1款1項1目議会費だ。総額では令和2年度に対して832万2,000円の減額となっている。51Pの説明欄を御覧になってくれ。その主な要因としては、説明欄の1、議員報酬等で、主に議員共済会負担金が4月1日現在の議員数での金額となるため、こちらが4名減となるということから、対前年比で736万6,000円の減となっているものだ。2の議会運営経費については、前年比で20万5,000円の増である。増額の主な要因としては、中段中ほどに自動車借上料があるが、その自動車借上料等で鯖江市議会への訪問関係経費として増えているものということである。それから、一番下のところになるが、政務活動費補助金で、昨年は改正のため11か月分の計上だったことによる増である。それから、その下、3の議会広報発行経費については440万8,000円であるが、こちらは見積り単価の増額で21万4,000円の増となっている。以上だ。

## 第2款 総務費

(説 明)

総務 課長 それでは、予算書の53Pで説明をさせていただく。一般管理経費1億3,742万4,000円である。昨年度より1,400万円ほど増をしている。このうち上から6番目の事務補助員から保健師報酬の4つ、それから期末手当、それから社会保険料については、会

計年度任用職員の分34人分を見込んでいる。その4つ下の費用弁償について、うち272万7,000円のうち267万円は、会計年度任用職員の通勤手当について費用弁償で払うという形になる。それから、その6つ下の通信運搬費1,426万3,000円ということで、昨年度より653万7,000円減である。これは、減ったというよりも各課で予算計上をすることにいたして、各課に分けたということでの減である。それから、中段のほうに職員健康診査委託料868万2,000円を計上させていただいた。これも、前年度プラス307万2,000円の増となっている。これについては、昨年度も補正で会計年度任用職員のストレスチェック必要になった分、プラス基本健診の単価がアップした分ということで86万8,200円を上げさせていただいた。その下のA I 職員面接業務委託料、昨年度16万5,000円だったが、今年は28万6,000円計上させていただいた。職種を増やして試行で実施をしたいというふうに考えている。その下の顧問弁護士委託料は新規である。66万円である。これについては、今まで弁護士のほうにご相談しなければならぬ分があった。年間を通して委託したいということで、予算計上額は弁護士の基本料金の月5万円掛ける12か月分の消費税分をベースに予算計上させていただいたというところである。次に、2番、庁用車管理経費である。これは、総務課で所管いたす17台分の車の維持管理経費である。総額で昨年度と比較して155万5,000円減の978万7,000円を計上させていただいた。これについては、台数が21台から17台に減った関係での減額というところである。55Pをお開きいただきたいと思うが、ほかのものについては前年並みの経費を計上させていただいているところである。3番、本庁舎管理経費4,618万2,000円ということで、327万1,000円の増となっている。このうち修繕料183万9,000円ということで、昨年度より26万2,000円ほど増させていただいているが、主な修繕といたして非常用発電機の補修部品の交換を継続的に実施するとともに、シャッター修繕、今回この35万円ほど上げさせていただいているが、一応予定しているシャッター修繕は、令和3年度で終了するかなというふうに思っております。それから、測量設計等委託料40万7,000円は新規である。これは、議場の屋根修繕が生じているので、議場の屋根の修繕工事を予定している。その設計を計上いたしたところである。それと、工事請負費であるが、その関連で議場の屋根の修繕で302万5,000円、あと非常用灯具取替えが必要が出ていたので、その分で192万4,000円を新規で計上させていただいたところである。4番の市民ほう賞経費については、例年の市の褒賞に係る経費である。前年並みで計上させていただいた。特別職人件費についても市長、副市長の人件費である。一般管理職員人件費7億4,815万2,000円、ちょうど100人分の人件費である。

企画財政課長

それでは、56、57Pである。2款1項2目文書広報費であるが、説明欄1、広報広聴経費であるが、前年度比マイナス31.8%、932万2,000円の減の2,002万2,000円となっている。減額の主な要因であるが、前年度については市のホームページの再構築業務委託料として924万円を計上していたが、今年度で完了したので、その分が減額となっているものである。その他の印刷費や公用車のリース料など、前年度とほぼ変わりはない。次の2款1項3目財政管理費の説明欄1、財政一般管理経費であるが、前年度比マイナス11%、64万9,000円減で、526万4,000円となっている。これまでの総務省提供のシステムから民間のシステムに変更したことによって、財務書類作成支援業務委託料が前年度より70万円ほど減となっているほか、システム使用料も無料となったので、そのことによるものである。

会計管理者

同じく、2款1項4目会計管理費、説明欄の1、57P中段だ。令和3年度予算総額

は、会計一般管理経費で726万9,000円、対前年度比で3.4%の増となっている。項目、あるいは金額等の大きな増減はない。以上だ。

企画財政課長 次に、2款1項5目財産管理費、説明欄1、普通財産管理経費であるが、前年度比マイナス2.6%、48万7,000円減の1,835万7,000円となっている。普通財産の管理、売却に要する経費など計上しているが、項目は前年度と同様になっている。以上だ。

自治振興課長 2款1項6目企画費、説明1の生活交通確保対策事業経費が総額で2億6,930万7,000円ということで、前年度より1,490万6,000円の増となっている。内訳としては、まちなか循環バスに設置するドライブレコーダー購入のため、機械器具購入費25万4,000円計上している。地域公共交通活性化協議会負担金については、デマンドタクシー等の運行経費が増額を見込まれること、また待合環境の整備を計画していることから214万4,000円の増、それから市内の路線バスに対する生活交通確保対策補助金は、令和2年度の決算見込額を基に経費増加分を見込んだため1,250万8,000円の増となっている。説明2の広域的公共交通推進事業経費については、2番目にある羽越本線高速化・新幹線整備促進新潟地区同盟会分担金が6,000円の減となっているので、総額で6,000円の減となっている。

総務課長 それでは、59Pになる。3番、無線システム条件不利地域解消事業経費21万3,000円、これについては光熱水費から修繕料、電柱共架料については大栗田地内の携帯電話料に係る経費である。テレビ難視聴共聴組合支援事業補助金については、上山田共聴組合への補助金と。金額については、ほぼ例年どおりである。

企画財政課長 次に、説明欄4、企画一般経費である。前年度比プラス1.9%、52万6,000円増の2,816万3,000円となっている。増額の主な要因であるが、ふるさと納税寄附者の件数の増に伴って、証明書の郵送料の増やシステム改修経費などが増になっているものである。次に、5の定住自立圏経費であるが、こちらについては、毎年開催する共生ビジョン審議会の開催経費であって、前年度と同額の19万8,000円を計上している。次に、6、総合計画策定経費である。第3次総合計画策定スケジュールについては、これまで全員協議会でもお示しをしたところであるが、来年度中の策定に向けて審議会の開催経費や専門業者への業務委託料などであって、総額935万4,000円を計上いたした。

総務課長 7番の情報通信事業特別会計繰出金については、先ほど常任委員会でご議論いただいたとおり2億3,323万4,000円、昨年度と比較して9,582万3,000円の大幅な減となった。公債費及び山北地域の情報センター機器の再リースによるものである。

荒川支所長 続いて、2款1項7目支所費のうちの1、荒川支所一般管理経費である。537万7,000円をお願いするものだ。前年度より4万8,000円の増となっているが、例年どおりの経常経費となる。

神林支所長 説明2、神林支所一般管理経費である。予算額832万5,000円、対前年比3.6%の増、金額にして20万3,000円の増額となっている。主な増額といたしては、消耗品費の中で印刷機のインクとマスター合わせて11万円ほど増額している。また、通信運搬費の固定電話料、郵便料、実績に伴って合わせて約6万円ほど増額となっている。

(何事か呼ぶ者あり)

小杉分科会長 再度お願いいたします。

神林支所長 今年度の総額582万8,000円で・・・

(何事か呼ぶ者あり)

神林支所長 失礼いたしました。

- 小杉分科会長 よろしいか。
- 朝日支所長 3番、朝日支所一般管理経費であるが、総額792万1,000円をお願いするものである。これについては、対前年度50万8,000円、約6%の減となる。主な理由であるが、公用車リース料で、公用車を再リースせず1台減とすることと、コピー機等リース料で2台再リース更新となることである。内訳、経費については、ほかについてはほぼ例年どおりの経費を計上させていただいている。以上だ。
- 山北支所長 説明欄4、山北支所一般管理経費612万円だ。対前年度比で見ると0.5%、3万1,000円の減となっているが、ほぼ昨年並みの予算となっていて、業務内容としても例年同様となっている。以上だ。
- 荒川支所長 次に、5、荒川支所庁舎管理経費だ。2,065万8,000円をお願いするものだ。前年度より157万5,000円の減となる。主な理由としては、前年度計上していた測量設計委託50万円の減、あと前年度工事339万2,000円に対して、令和3年度工事お願いするのが188万4,000円と減したこと。対して、消耗品、修繕料のほうで約50万円増額させていただいており、相対での減になる。増額した消耗品では消火栓用ホース、消火器の入替えを、修繕料ではLPガスのバルブタンクの部品交換を計上している。63Pの工事請負費の内容になるが、庁舎の雨漏り解消のための排水ドレインと縦とい用の取替え工事91万3,000円、庁舎事務費とホール天井の照明器具の故障による交換工事97万1,000円を計上している。そのほかは、ほぼ例年どおりの計上となっている。
- 神林支所長 説明6、神林支所庁舎管理経費である。予算額2,217万2,000円、約4%の増である。金額にして84万9,000円の増額である。主な増額といたしては、一番下の工事請負費、昨年度ゼロであったが、今年度トップライトの雨漏り改修工事を予定している。その分107万8,000円増額となっている。ほかは通年どおりである。
- 朝日支所長 7、朝日支所庁舎管理経費であるが、総額1,765万6,000円をお願いするものである。これについては、対前年度3,169万8,000円、約35.8%の減となる。減の主な理由であるが、非常用自家発電装置設置工事等の工事が終了したことによるものである。経費については、例年どおり計上させていただいている。以上だ。
- 山北支所長 説明欄8、山北支所庁舎管理経費1,537万8,000円だ。対前年度比で見ると0.3%、5,000円の減となっている。内容の中では、3年に1度空調設備のフロンガスの漏えい点検を行う費用として3万1,000円が設備保守点検業務委託料の中に含まれているが、それ以外の業務内容としては例年どおりとなっている。以上だ。
- 荒川支所長 次に、9、荒川支所緊急対応経費、修繕料50万円は、例年と同額である。以下、説明10、11、12、山北支所緊急対策経費まで同様となる。
- 総務 課長 2款1項8目の行政改革推進費の説明欄1、行政改革経費510万8,000円ということで、めくっていただくと、行政改革推進委員会委員報酬のほかに、今年度新たに公共施設等総合管理計画改定業務が発生いたした。これについては、平成28年度に一度作成しておったものであるが、令和3年度中に見直しが行うよう国から要請があり、その業者委託の経費といたして460万円を計上させていただいた。2番、指定管理者選定委員会経費62万1,000円は委員7名、12回の開催を予定している。2款1項12目電算管理費である。67Pをお開きください。庁舎情報システム管理経費3億1,460万1,000円である。昨年度と比較いたして685万9,000円の増となっている。3番目の通信運搬費2,000万円ということで、昨年度より226万1,000円の増となっている。理由といたしては光専用回線、今クリエート村上とか、それからインターネット

トリモート会議とかで、通信料でそのコストが上がっているという通信運搬費の増である。それから、中段のシステム使用料7,870万円ということで、昨年度より237万2,000円の増となっている。これについても、公共施設のオンラインシステムサービスは4月から予定していて、そのシステム使用料が新たに発生するものである。それと、庁用器具購入費については、プリンター6台の入替えである。あと、新規といたして、下から4行目に自治体クラウド検討推進協議会負担金118万4,000円を計上させていただいた。これについては、令和3年度に設立予定の基幹業務システム自治体クラウド、自治体間でクラウドやらないかという検討会議の推進協議会が新たに発足するというので、その負担金を計上させていただいたものである。

自治振興課長

2款1項13目地域活性化推進費だが、こちらでは総額で昨年度よりも856万1,000円の増となる。内訳として、説明1の交流・定住促進事業経費については、次のページ、69Pの上から5番目、パンフレット作成業務委託料ということで、移住啓発用のパンフレット内容更新のため、本年度44万円を計上している。それから、次の空き家バンク移住応援補助金については、昨年度実績を考慮いたして1件増、100万円の増となっている。そして、その次の次だが、移住希望者現地視察交通費補助金、こちらは今年度、令和3年度新規の事業で、県外からの移住希望者の交通費として1人1万円を補助する制度となる。次に、2番目、結婚新生活支援事業経費360万円、こちらについては今年度新規の事業で、若い世代の結婚に伴う経済的負担を軽減し、結婚の希望の実現に向け支援するものとして、引っ越し費用や住宅の購入、または賃貸に係る費用について30万円を上限に補助するもので、12件分を計上している。次に、説明3の協働のまちづくり推進事業経費だが、こちらは集落支援員の人件費や活動費、また山辺里地区にある農村環境改善センターの事務室に係る経費や事務補助員の報酬を計上している。集落支援員は、新たに山北地区で1名採用を予定しており、合わせて3名分計上しているのので、増額している。また、ほかの経費については令和2年度同様の内容で、下から2番目の地域まちづくり交付金についても、例年どおり6,000万円を計上している。次に、説明4の集落施設整備事業経費については、新築や改築等で21件の事前要望を受けているため、その経費として昨年度よりも111万2,000円増の1,179万7,000円を計上している。次に、説明5、地域コミュニティセンター施設管理経費は岩船、瀬波、上海府のコミセンに対する事務補助員の募集や施設の管理費、設備保守等の委託料で、本年度各施設とも特定建築物調査の実施年のため、業務委託料を計上しているのので、前年より増額となっている。次に、最後になるが、説明6の地域おこし推進事業経費だが、こちらは地域おこし協力隊員の報酬等活動費に係る費用で、前年と同じく8名分を計上している。一番下に猟友会会費ということで上げているが、山北地区で有害鳥獣対策に取り組む隊員を採用予定のため計上している。なお、令和2年度末までに任期満了となる2人の隊員については、起業の意思を示す隊員がいなかったことから、今年度上げていたが、地域おこし協力隊起業支援補助金については計上していないので、この説明においては全体で減額となっている。

選管・監査事務局 局長 次の2款1項14目、入札監視委員会経費13万2,000円、前年度と同額である。この委員会は、入札手続等について審議をする委員会、委員報酬が主な支出である。以上だ。

総務 課長

71P、2款1項15目諸費である。本庁行政協力員連絡経費3,915万6,000円、村上地区の110の町内の皆様への協力依頼経費である。

- 荒川支所長 続いて、2、荒川支所行政協力員経費、今ほど総務課長の説明のとおり、行政協力員30名の経費となる。
- 神林支所長 3、神林支所行政協力員経費1,145万2,000円、昨年度と同額となっている。40集落の行政協力員への報酬となっている。
- 朝日支所長 4番、朝日支所行政協力員経費であるが、1,303万4,000円である。ほかと同じように、行政協力員への報酬及び文書配布業務に対する報償費である。朝日支所の場合は46名となっている。以上だ。
- 山北支所長 73Pになる。説明欄5、山北支所行政協力員経費1,116万8,000円だ。業務の内訳は、今ほどるる説明があったとおりだ。山北地区においては、49行政区の報償費となっている。以上だ。
- 選管・監査事務局長 次に、2款2項徴税费、1目税務総務費、説明欄、固定資産評価審査委員会経費9万8,000円、前年度と同額である。この委員会は、固定資産税の評価額の不服申立てに関する委員会で、委員報酬が主な支出である。以上だが、引き続きよろしいか。
- 小杉分科会長 お願いする。
- 選管・監査事務局長 それでは、次に74、75Pの下段を御覧ください。こちら2款4項選挙費、1目選挙管理委員会費の説明欄1、選挙管理委員会経費139万7,000円であるが、選挙管理委員4名の報酬等が主なものである。次の77Pの2の選挙管理委員会事務局職員人件費1,500万1,000円であるが、こちらは事務局職員の人件費である。続いて、2款4項2目選挙啓発経費21万円である。こちらについては、村上市明るい選挙推進協議会や明るい選挙出前事業に関する協力謝礼等である。通信運搬費6万円については、18歳の新有権者に対してメッセージと啓発冊子を郵送する郵送料だ。続いて、2款4項3目の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査経費4,649万円であるが、10月21日任期満了による選挙執行経費である。説明欄の主な支出であるが、期日前投票所の立会人の報酬82万6,000円、当日投票所投票管理者報酬102万4,000円、立会人報酬174万4,000円、事務補助員報酬206万2,000円、選挙事務従事者の時間外勤務手当1,557万6,000円である。消耗品665万円については、ポスター掲示板の購入や投票所及び開票所などの各種選挙用品消耗品である。それから、通信運搬費192万7,000円は、投票所入場券はがきの郵送料などである。ポスター掲示板設置及び撤去業務委託料505万2,000円については、541か所予定のポスター掲示板の設置及び撤去費用である。それから、投開票所物品搬入搬出等業務委託料108万6,000円については、投票所及び開票所への物品の搬入、搬出や開票所の会場設営、それから投票所入り口のスロープの取付け、取り外しなどの費用である。それから、次のページ、79Pになるが、機械器具購入費502万9,000円については、自書式投票用紙読み取り分類機用の検知、表裏、反転ユニット並びに増設ユニットや投票用紙計数機及び投票所用記載台や投票箱などの購入費用である。以上だ。
- 企画財政課長 それでは、2款5項1目統計調査総務費の説明欄1、統計調査経費であるが、前年度と同額の8万2,000円を計上いたした。こちらについては項目、金額とも前年度と同じである。次に、2、統計調査総務費職員人件費であるが、前年度比プラス24.4%、383万6,000円の増となっているが、担当職員3人分の人件費であって、昨年度当初は2人分であったので、増となっているものである。次に、2款5項2目基幹統計調査費の説明欄1、基幹統計調査経費は、前年度比マイナス82.7%、2,189万6,000円の減となっている。前年度実施の国勢調査が終了したことから、指導員、調査員報

酬など大幅に減となったものである。以上である。

選管・監査事務局長 それでは、次の２款６項監査委員費であるが、１の監査委員経費161万7,000円については、監査委員の報酬が主な支出である。２の監査委員事務局職員人件費2,631万4,000円、81Pにも説明欄に記載があるが、事務局の人件費である。以上だ。

## 第９款 消防費

(説明)

消 防 長 それでは、160、161Pをお開きください。９款１項１目常備消防費だ。説明欄１、常備消防総務一般管理経費4,717万8,000円をお願いするものだ。前年度比プラス10.9%、463万1,000円の増額だ。主なものは、消耗品費で防火衣に装着している安全帯の更新等による50万円の増、それから感染症抗体検査・ワクチン接種手数料で救急隊員の感染症対策項目が増えたことにより57万円の増、公用車リース料で本署広報車更新により59万円の増、消防統計システムリース料で予防業務統計の廃止により80万2,000円の減、被服購入費で防火衣の更新等で387万8,000円の増、消防研修費負担金で消防学校の入校者の増により79万8,000円の増、消防事務負担金で栗島浦村併任職員の交代により172万2,000円の減だ。説明欄２、消防庁舎管理経費1,786万3,000円をお願いするものだ。前年度比プラス10.9%、175万2,000円の増額だ。主なものは、光熱水費で救急ワークステーション分の89万円の増、ページめくっていただいて、163P、清掃業務委託料で契約満了による再契約により13万7,000円の増、工事請負費で山北分署車庫のシャッター修繕工事により82万5,000円の増だ。続いて、説明欄３、消防救急無線管理経費6,260万4,000円をお願いするものだ。前年度比プラス23.8%、1,205万5,000円の増額だ。主なものは、機器保守等委託料で無線設備の点検内容見直し等により121万円の減、消防緊急通信指令装置リース料で指令装置の部分更新により1,016万4,000円の増、工事請負費でデジタル無線中継局の蓄電池交換により347万2,000円の増だ。説明欄４、常備消防職員人件費10億7,729万9,000円をお願いするものだ。職員の給与、手当、共済費となる。９款１項２目非常備消防費だ。説明欄１、予防・広報経費2,080万円をお願いするものだ。前年度比マイナス5.0%、110万円の減額だ。費用弁償で消防団員の減及び消防大会が新潟市開催のため宿泊費等の不用により減額だ。説明欄２、災害警備経費361万3,000円をお願いするものだ。前年度比プラス3.4%、11万7,000円の増額だ。燃料費で実績による増額だ。説明欄３、非常備消防一般管理経費１億2,932万4,000円をお願いするものだ。前年度比マイナス5.9%、808万円の減額だ。主なものは、消防団報酬で団員の減により218万2,000円の減、ページめくっていただいて、165Pお開きください。市町村総合事務組合負担金で消防団員の定数改正により527万円の減額だ。説明欄４、消防防災職員人件費784万5,000円をお願いするものだ。防災担当職員の給与、手当、共済費だ。９款１項３目消防施設費だ。説明欄１、常備消防防災施設整備経費4,484万5,000円をお願いするものだ。前年度比マイナス45.1%、3,690万9,000円の減額だ。主なものは、機械器具購入で更新が救急車両１台のため4,200万1,000円の減額だ。消防資機材購入費で高圧コンプレッサー更新により512万3,000円の増だ。説明欄２、非常備消防施設経費１億390万3,000円をお願いするものだ。前年度比プラス16.8%、1,491万3,000円の増額だ。主なものは、修繕料で車検台数の減により104万4,000円の減、測量設計等委託料で消防団の機械器具置場撤去新築の設計委託により60万5,000円増、工事請負費で消防団の機械器具撤去新築工事及び防火水槽１基の撤去工

事により353万円の増、機械器具購入費で消防団の車両とポンプの更新台数が増えたこと、及び防火水槽のマンホール覆い小屋購入により1,246万9,000円の増だ。

総務 課長 9款1項4目、説明欄1、水防対策経費総務課分である。消耗品については、水防関係の土のう等のものである。なお、荒川水防連絡協議会負担金、昨年度10万円、今年7万円と半減になっている。協議会のほうで大規模訓練今まで毎年やっていたものを2年に1回ということで負担金が半額になったものである。

消 防 長 同じく、説明欄2、水防対策経費、消防本部所管分100万円をお願いするものだ。前年度同額だ。以上だ。

総務 課長 続いて、9款1項5目災害対策費の1番、防災対策一般経費1,928万円ということで、昨年度より961万円の大幅な増となっている。めくっていただいて、167Pの説明欄、上から3番目の消耗品費は、昨年度と比較して50万円増の140万円を計上させていただいた。これについては、消毒液等感染症対策消耗品の備蓄品を増やすということである。続いて、その2つ下に印刷製本費78万8,000円を計上させていただいた。これについても新規である。今年度作成が終わる津波ハザードマップについて、津波浸水想定区域に配布するというので計画をしている。その2つ下の通信運搬費315万円ということで、これについても昨年度より175万円ほど増額になっている。避難所Wi-Fi、避難所とか公共施設にWi-Fiを設置した。どうしてもその通信料、ランニングコストの増によるものである。中段のほうに、防災士養成委託料167万2,000円ある。これについても、今年度は27名分防災士の養成講座を実施することとしている。次の地域防災計画策定業務委託料、これも新規である。506万円を計上させていただいた。地域防災計画の見直し必要が生じている。災害対策基本法の改正分、それから県の地域防災計画の改正分、それから津波災害警戒区域の指定の変動分等含めて、全体の見直しを行うというふうに計画をしている。工事請負費160万円については、昨年度に引き続き指定緊急避難場所へのソーラーライト8基計画している。今年度は、上海府地区8集落の8か所の指定緊急避難場所を予定している。次に、2番、防災行政無線管理経費3,200万5,000円である。昨年度と比較いたして190万円ほど増額をさせていただいている。3行目の修繕料で41万5,000円ほど増額をお願いしている。外部アンテナの設置数の増と、あと移動系無線のバッテリーの修繕の必要が生じたための増額である。なお、測量設計等委託料300万円、これ新規である。同報系の無線の設備、そろそろ更新の時期であるので、基本的な更新計画をまずつくるといふ基本設計の委託料300万円である。3番の防災対策職員人件費5,334万4,000円であるが、これ今まで一般管理職員経費のほう、2款のほうで管理していたが、防災ということで9款のほうに計上すべきということで、6人分一般管理費職員人件費から移替えをしたものである。以上である。

## 第12款 公債費 (説明)

企画財政課長 それでは、204Pから御覧いただきたいと思う。第12款公債費である。前年度比マイナス0.3%、856万9,000円の減額である。起債償還元金では1,934万5,000円の増額となっているけれども、利子のほうで2,791万4,000円の減額を見込んでいて、公債費全体では減額となる見込みである。

## 第13款 諸支出金



(説明)

企画財政課長 次に、第13款1項普通財産取得費であるが、土地家屋等購入費はいずれも項目計上である。13款第2項基金費であるが、説明欄1、基金積立金で、前年度比マイナス14.6%、2,300万円の減となっているが、ふるさと応援基金積立金は、前年度と同額の1億3,500万円を計上しているが、前年度あった森林環境整備基金積立金2,300万円がゼロとなっているので、減額となるものである。説明欄2の基金利子積立金であるが、現在の基金利子の利子収入を考慮して、前年度比マイナス29.1%、60万1,000円の減額で計上をいたした。

#### 第14款 予備費

(説明)

企画財政課長 次に、第14款予備費であるが、前年度と同額の5,500万円を計上している。

#### 第3条「第3表 地方債」

(説明)

企画財政課長 8Pのほうにお戻りいただきたいと思う。第3条、第3表、地方債である。起債の目的、限度額、起債の方法、利子及び償還の方法について定めたものである。

#### 第4条 一時借入金

(説明)

企画財政課長 次に、1Pに戻っていただいて、第4条は、一時借入金である。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を前年度と同額の30億円とするものである。

#### 第5条 歳出予算の流用

(説明)

企画財政課長 その次の第5条、歳出予算の流用は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によって、歳出予算の各項の経費の金額を流用できる場合を定めたものである。以上である。

#### 歳出

##### 第1款 議会費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

##### 第2款 総務費

(質疑)

本間 善和 総務費の中の57P、自治振興課長さん、お願いしたいのだが、生活交通確保対策補助金、バスだ。路線バスの補助金1億9,400万円余り計上してある。この路線バスというところで、分かったら教えてもらいたいものだけれども、旧村単位の走っている路線はあるわけだよね、朝日から村上入ってくる。例えば山北地区の中で走っている新潟交通、そういう路線ごとというか、旧村単位ごとの補助金を計算できるものなのか。

自治振興課長 路線については、またいで走っているものもあるので、単純にはちょっと計算はできない部分がある。ただ、あと距離案分をすとか、そういうことになれば、路線ごとの例えばだけれども、山北北中から村上に行く線がある。そういったものは旧山北、朝日、村上地区走るわけなので、そういったものの距離案分をすとかいうことであれば、可能かもしれないが、路線ごとにしか新潟交通観光バスのほうからは資料いただいていないので、旧村単位ではちょっと単純には出ない。

本間 善和 私今聞いたのは、これからいろんな公共交通の計画を立てていく中で、デマンドバスというのは山北走っていないものだから、山北地区だけ走っていないのだ。新潟交通さんだけが走っているという格好なので、例えばそういうところの検討の材料として、路線バスの部分が山北地区でどのぐらい占めていのだろうか、この補助金の中で。デマンドバスにした場合、どのぐらいの経費で終わるのか、まかるのかなと、そういう検討材料としたいために、後ほどで結構なのだけれども、一度検討していただきたいと思う、できる限り、そういう地方での補助金が分かるのであれば。

自治振興課長 その件については、当然こちらのほうでもそれについてはある程度の地区ごとということで検討していかなければいけないということで考えているので、今後取り組んでいきたいと思う。

本間 善和 ぜひお願いする。

木村 貞雄 同じ公共交通なのだけれども、これは企画財政課長に聞いたほうがいいのかもしいけれども、この財源に当たる地方債の分なのだけれども、過疎債も予定していると思うのだけれども、確定ではないので、予定としてはどんなふうなのか。

企画財政課長 過疎の見込みという意味であろうか。市長たしか本会議で申し上げたと思うが、今の法律が今月末で1回は失効する。私も入っている情報では、市長が申し上げたとおり、村上市全域が過疎の対象になるという方向で今調整が進んでいるという情報は入っている。

本間 善和 今度支所のちょっとお話を聞きたいと思うのだけれども、61P、朝日の支所長さんだけちょっとお伺いしたいと思う。朝日のほうに本年度2,300万円余りのお金で非常用の自家発電整備したわけだけれども、今回この予算の中でそれに伴う例えば燃料費とか、保守点検とか、そういうものの経費というのは考えて見込んでいるか。前は、今年は建設工事費として多額の金額を振り込んだわけだけれども、やっぱりいざといったときに動かなければならないと。はっきり言えば無人でも動くという格好で、保守点検、それから燃料費とか云々のこと、常時点検していかなければならないと思うのだ。そういう経費というものは、朝日支所のこの経費の中で見込んでいるかということを知りたいのだ。いかがか。

朝日支所長 燃料費については、支所管理経費の中の燃料費で若干であるが、見ている。また、保守については、電気設備保守点検業務ということで、東北電気保安協会のほうで点検をしてくださるということで、今まではうちなかったもので、若干少しお金が高くなるが、そちらのほうにお願いしてある。

本間 善和 分かった。間違いなく非常の場合動くように、格好で常日頃の点検をお願いしたいと、そう思う。それから、総務費の管理なので、ちょっと一挙にいくけれども、69P、自治振興課長になるか、まちづくり交付金6,000万円という金額を昨年と同額で計上してある。これから執行していく、4月からの執行していくわけだけれども、昨年度の支出状況を見ると、17の各協議会が私最大で使っていない見込みを出してもらったのだけれども、余っているところが60%も余っているという結果が出ているの

だ、見込みとしてもう時期になって。それで、まちづくりの推進ガイドライン、はっきり言えば補助金交付の要綱だよ、これは。そのところの1条に、企画財政課長にも関連したので、あれなのだけれども、交付された金額の繰越金の限度は25%以内と定めていると。65%は、甚だしいのは60%もいっているものだから、25%どう残っていると、こういうのが私に言わせればこの間自治振興課長の委員会の中で聞いたのだけれども、財政当局との了承を取っているからこれでもいいのだというようにお話が出たものだから、私はどうもこの辺について納得できないのだ。それで、新年度の予算でまた6,000万円上げていると。また、こういう使い方されると、今年の監査で補助金要綱があるにもかかわらず、補助金要綱に違反した支出をしていると。違った支出をしていると、そういうことを指摘されたばかりなものだから、またこれでやられたらたまったものでないから、これ企画財政課長に聞けばいいのだか、企画財政課長、どうなのか。

小杉分科会長 まず、自治振興課長から先に答弁もらって、その後。  
（「そうだね」と呼ぶ者あり）

本間 善和 言っていること分かるだろう。

自治振興課長 まちづくり交付金については、市の補助金交付規則と、またその適用しないものということの立てつけで当初から交付している。なので、ほかのもの、補助金については当然申請があって、交付決定して、その後実績を出して確定するという形になるが、もう交付金については、その時点で当初に申請あって交付したもので、それで事業していただくということになっている。繰越金についても、当初から25%という目安は持っていたが、ただし各協議会さんのほうにもお話ししているけれども、災害や不慮の事故等により一部の事業実施できない場合などの特別な理由がある場合は、25%を超えてもいいということで当初から繰越し処理についてはガイドラインで定めているので、本年度については、その内容を該当するというで繰越しを認めていきたいということで考えている。

本間 善和 企画財政課長にちょっと聞けけれども、今回のコロナというのは災害や不慮の事故等に当たるのか。毎年これがそうすると災害や不慮の事故になるものだから、私はこういうものは不慮の事故には当たらないと思うのだけれども。例えば東日本大震災が陥ったとか、それから不慮の事故等ということで、非常に私はコロナウイルスというのは、もうこれから延々と続くような、はっきり本当に失礼だかもしれないけれども、どこで収束を迎えるか分からないという中で、毎年これを理由にやられるとこの交付金、今年見込んだ6,000万円がみんな繰り越されてしまうと。使わないと。そういうおそれが出るのではないかとということで、私はちょっとその見解を聞きたいと思うのだが、企画財政課長、どうか。

企画財政課長 私どものほうからは、今そういう規定があるということで、今年繰り越すということはお聞きはした。また、新年度分今6,000万円ということで、予算計上時全て細かく状況がまだ決まっているわけではないわけだけれども、例年どおりの予算づけはしているけれども、交付に当たっては、各まちづくり協議会から当然計画が出てきた上でその内容を担当課のほうで審査をして交付するということであるので、単なる予算消化になったりするようなことがないようにということは、私どもからは申し上げているところである。

本間 善和 今のちょっとあれなので。できれば、私も企画財政課長、あなたの考え方でいいと思うのだ。今年は、こうしてもしょうがない。いいと、ここまで来たものだから。

それで、来年度この交付するときに、今あなた方の繰越金は幾らあるやと、そういうことをちゃんと聞いて、その中で例えば割り振りの中の調整をするとか、云々だとかという、予算は予算6,000万円を通しておいて、執行するときにそれを検討していただきたいという格好でいけば、例えば監査のところでも云々という問題も出てこないと思うので、その辺のところはひとつ検討の材料に入れていただきたいと思う。

自治振興課長 今ほどの点だけれども、本年度当初にやはりコロナで事業が実施できないのではないかということで、それを安易に各協議会でばらまきという言い方も不適切かもしれないが、そういう形で使わないようにということで各まちづくり協議会の事務局を通じてこちらでも説明してきた結果として、今回こういう形で繰越しということになっている。なので、今年度については繰越しを認めるということで、来年度については、当然のことながら交付金の金額が決まっているものを実施する見込みもないものを事業としてやっぱり計画していただくというのは遠慮していただくというか、自分たちの事業に合った交付金をやっぱり申請していただくということが1点と、それから先ほど本間委員おっしゃったとおり、本年度も、令和3年度もまたコロナの状況によっては思ったような事業ができないことも予想されるので、令和3年度中に今までの交付の要綱をちょっと見直しする中で、繰越しについてまた返金をするというようなことも含めて、交付金については検討する予定としているので、お願いしたいと思う。

本間 善和 十分理解した。よろしくお願ひしたいと思う。委員長、もう一ついいか。

小杉分科会長 どうぞ。

本間 善和 次のページ、また自治振興課長、大変恐縮なのだけれども、地域おこし協力隊ということで、私ホームページとか何かでちょっと見たのだけれども、鳥獣対策、よく言う今だとイノシシ対策という格好で協力隊を募集しますよという格好で出していたと思うのだけれども、この時期に来ると、その結果募集に対していたのだろうか、いないものだろうか、もうやっていたものだから。

自治振興課長 今回朝日、それから山北地区それぞれ2名ずつの募集をしていたが、山北地区のイノシシ、鳥獣対策については募集があつて、3名の募集があつたので、この週末に選考を行つて、お一人の方に採用を決めるということの予定としている。

本間 善和 分かった。よく願ひする。

木村 貞雄 今ほど公共交通の関係なのだが、国でも今後は生活様式が変わっていくだろうというふうな、地方でもそうだけれども、このまちづくり協議会、これも大概の組織がイベント的なものやつて、大勢集まるようなものやつているので、本年度も収束しなければやはり余っていくと思うので、それでこれは副市長に聞いたほうがいいだろうけれども、そういったことを踏まえてこれから変えていかなければならないと思うのだけれども。

副市長 先ほどもご答弁を申し上げたけれども、私もこの繰越しについては、果たして本当にこれでいいのというふうなことで、担当課のほうにはもう少し検討するよというふうな指示をいたした。その結果、いたずらに予算を消化するだけのよ活動はやっぱり遠慮願ひたいと。しっかりと地域の方々の意向を十分に確認した上で、それが確実な地域振興につながるという本来の目的に合った指標になるよというふうなことを加えて予算計上をさせていただいたよというものであるよので、執行に当たつてはそこを十分に考慮しながら進めさせていただきたいよというふうにする

し、令和3年度の中で、そういった考え方をしながら執行したけれども、やっぱり繰り返すものがあるとするならば、その前の段階でそれをどう処理すべきなのかということも踏まえて、事前にその協議をしながら考え方を固めさせていただきたいというふうに考えている。

木村 貞雄 もう一点、65Pの上のほうなのだけれども、公共施設等総合管理計画の改定業委託料なのだけれども、これは策定はいつ頃終了して、議会のほうにお示しするのはいつ頃になるのだろうか。

総務 課長 4月から早々に発注のほうは予定している。すみません、行革の推進室長のほうから答弁させる。

行政改革推進室長 公共施設総合管理計画についてご説明申し上げます。これは、近々お示しする予定の公共施設の計画とはまた違って、国のインフラ長寿命化計画に基づいて、国の要請でつくっている計画である。これについては、本市においては平成の28年度に策定したが、策定から一定の期間が経過したこと、あと令和2年度に国のインフラ長寿命化計画が改定されることから、令和3年度中に改定するよう国から要請があって策定するものだ。スケジュールといたしては、年度早々に行政委託による契約をして、工期おおよそ300日ぐらい、年度内の完成を目指している。以上だ。

木村 貞雄 そうすると、以前から本市で検討しているのは違うということだね。それで、これはこれでいいけれども、その市で前から計画しているやつは、いつ頃議会のほうにお示しできるのか。

総務 課長 本定例会最終日にはお示しするというところで準備を進めている。

木村 貞雄 終わる。

高田 晃 ちょっと質問に入る前に、さっきの本間委員の関係、私も総務文教常任委員会の委員会の中で、まちづくり協議会への補助金、どうもおかしいかなというふうなことで感じてはいたのだが、今年度末を迎えているいろんな補助団体がいわゆる返還の作業に入っているのだ。私の関係しているスポーツ団体等も、今コロナでほとんど大会中止、遠征もなし。そうすると、事業費が使えないということで、それ当然返還するだろうという中で、まちづくり協議会の補助金は繰越しもあってそのまま。何千円、何万円単位の事業費補助については返還と。どうもやっぱり市民の人たち納得いけない状況があるみたいなので、ぜひその辺は副市長さっき言ったように、整合性を取って不公平感のないようにしていただきたいと、それだけちょっと意見だけ言わせていただく。それと、67P、総務課長、さっき自治体のクラウド検討推進協議会、これようやく動き出したのかなというふうな形で、国でもデジタル庁を中心にしていわゆるDXの社会変革ということで今どんどん、どんどん精力的に進んでいるのだが、これさっき総務課長の説明だと、近隣の自治体でそういう協議会を始めるといふようなことだったが、将来的にこれ当然自治体間でいろいろ基幹系、あるいは法定委託事務、それぞれ違っているので、それも全国一律に平準化したいというふうな考えがあるのだけれども、その辺の話ちょっと詳しく教えてくれ。

総務 課長 高田委員のおっしゃるとおりであって、昨年度から県内の12市町村、最初はもっといっぱいあったのだが、だんだん、だんだん抜けてきた中で、やはりシステムを統一でやって軽減を図ろうという、今年でずっと準備を進めてまいった。高田委員が今おっしゃるように、もう国は全国統一となると、果たしてこの協議会、議論は進めるけれども、そこでクラウドすればいいのか。いや、でも全国同じだったのなら、ここだけでクラウドつくる必要はないよねという議論も当然二またをかけていかな

なければならない。ただ、国が進めるのだけれども、どれからどれかの中で共有して、これずっとやらなければならないけれども、国が標準化ならないものもあるかもしれない。やっぱりそれは、両方を見て進めていって、いつかの時点で判断をしなければならないと。高田委員のご指摘のところも含めて、協議会の中できっちり議論していくと。その設立を今予定しているの、負担金は計上いたしたが、今後の国の流れによっては、この協議会設立を見送ろうという流れもあり得るかなというふうには思っている。

高田 晃  
総務 課長 もうこの協議会が流れるおそれがあるということか。  
流れるというのではなくて、そのやり方を・・・流れるという言い方、すまなかった。国の動き次第では、果たしてこのやり方の協議会がいいのだろうかというところは十分議論して、最も効率的なクラウドのやり方をしなければならないということで、この構成団体のほうでも今からその意見は交わしている。ただ、これ進めようと。クラウドは避けて通れないので、進めようということで当初に予算は計上させていただいた。

高田 晃 昨年の地方制度調査会の中の答申案が出て、そこでも今総務課長言ったように、全国知事会とか市長会、これはもろ手を挙げて賛成と。ただし、全国町村会は、なかなかやっぱりその行政、自治体の規模によって、同じようにするとかえって時間がかかるとか、業務が効率化が損なわれるとか、そういうふうな意見が出ているというふうなこと聞いているので、まず、国のほうでは何か急いでつけたたいみたいだけれども、ゆっくり、じっくりやっていただきたいなと思う。それと、69P、これ自治振興課、これ結婚新生活支援事業経費、とてもいい事業だなと思いながらこの主要事業の説明書を見て、これの28Pとかあるのだが、よくよくこの内容を見ると、対象世帯は夫婦とも39歳以下、かつ所得制限もある。この所得制限は、しようがないのかなというふうにするが、補助上限額が30万円、欲を言えばもうちょっと補助上限額を上げてほしいのだが、これは今年度決まったので、あれだが、この39歳以下、両方39歳以下にしたという何か根拠みたいなのはあるのか。

自治振興課長 この制度について、国の地域少子化対策重点推進交付金による事業なので、そちらのほうで年齢制限するか、所得制限については決まっているので、そういう形で今回本市としても取り組ませていただくということになる。

高田 晃 国のほうでは、この連携制限要件はもうその自治体、あるいは全国都道府県ごと一律このようにしているのか。そこを変えるということなんかはできないのか。

自治振興課長 事業としては、国のほうでそういう形で示されているので、それについては。ただし、去年までは34歳以下だったのが・・・34歳以下、去年まで、令和2年度まで。3年度からは、39歳以下ということで引上げもなっているし、所得要件についても、令和3年度から引上げになっているということになる。

高田 晃 多分国のほうでも、そういう今の結婚の晩婚化率とか、そういうの推移を見ながら多分上げているのだと思うが、私個人的に考えるなら、両方39にしくとも、今私の知っているのでも40過ぎててもまだ結婚機会のないような方も大勢いるので、こういった連携要件は今、自治振興課に言ってもしようがないのだから、上げてほしいなという感想は持っている。それともう一つ、この協働のまちづくり推進事業の中の集落支援員、これ山北今年増えて合計で3人になっている。それと、その次のページには今度地域おこし協力隊、これが8名だったかいるのだが、これもほとんどそれぞれの方が地域に根差しているいろいろコミュニケーション、コミュニティーの強

化、あるいは交流、親睦等に一生懸命頑張っている姿はこの前のあれで分かったが、地域おこし協力隊とこの集落支援員との連携みたいなのはどんなふうになっているのか。

自治振興課長 それぞれの活動分野において情報交換したり、連携したりできる部分は、それぞれが活動の中で取っている。ただ、全体的なものとして皆さんでというのは、今のところはまだ実施なっていない状況だ。

高田 晃 この辺も、多分それぞれ厳密に言うと、この支援員と協力隊の業務内容みたいなのは違うのだと思うけれども、でも大きく捉えればやっぱりその地域のために頑張っているのだということで、連携することによってその相乗効果が得るようなものも出てくると思うので、ぜひその辺またこの支援員が増えてくればなおさらのことだが、取り組んでいただきたいというふうに、要望である。以上だ。

佐藤 重陽 ちょっとるる皆さん質問しているので、整理していきたいと思うけれども、私聞きたいのは、53Pの庁用車管理経費とある。庁用車管理経費というのは、ここは総務課だけなのだけれども、ほかには公用車リース料ということで、総務課以外の関係からも出てきているのだけれども、取りあえず総務課の庁用車管理経費17台分ということだった。そこで、公用車リース料というのが737万4,000円出ているわけだけれども、今その市の公用車、庁用車と言われる車というのは、ちょっと記憶定かでないのだが、前100台くらいあるような話をしたと思うのだけれども、それはほかの課とも合わせてだけれども、そうしたときに、今その庁用車そのものは皆リース対応しているのか。

総務 課長 基本は購入ではなくてリースにだんだん、だんだん切り替えていっていると。ほとんどが今リースだと思う。

佐藤 重陽 では、新しい車はリースだと。従来の、要するに見ていると10年、15年も乗っているような車もあるので、その辺になってくると、それはもう当時の買取りで市で維持管理をしながら乗っていると、そういうことになるのか。

総務 課長 ケース・バイ・ケースだと思うけれども、逆に再リースしたら高くなったりするみたいなびっくりするようなリースもあるので、そこは財政と協議しながら、一番経費のかからない方法のほうを選択しているというところである。

佐藤 重陽 そうすると、今大体リースの割合がどれくらい、要するに手持ちとそのリース車との割合というのは分からないか、これは。

総務 課長 申し訳ない。ちょっと手持ちでない。

佐藤 重陽 そうすると、リースの場合は大体その契約年数がいろいろあるかと思うのだけれども、何年ぐらいのリースでやっている。

総務 課長 基本5年である。

佐藤 重陽 そうすると、その5年のリースが終わったときというのは、どうしている。再リースか、それとも買取り。買取りはしないのか、今の考え方だと。

総務 課長 そのリースの契約によって再リースしたほうが得な場合と、新車にリースした方が得な場合、なぜか再リースは安くなると思って見積りを取ると、実は新規で入れたほうが安いというパターンも発生していて不思議なのだけれども、そのときのやり方で一番いいやり方を選択させていただいている。

佐藤 重陽 そうすると、私ちょっと不思議だなと思うところもあるのだけれども、そのリースで再リースしないということは、その車を残債というか、残存価格というのか、それで買い取るということか。

総務 課長 リース契約の終了によって返すということになる、車両をリース会社のほうに。  
佐藤 重陽 村上市の場合、リースすると、こういう車のリース会社というのは、金融関係はじ  
めいろんな信販系たくさんあるけれども、それは入札やら何やらでリース会社を決  
めていくか。

総務 課長 入札を実施している。  
佐藤 重陽 なのに、そうすると条件がいろんなさっき言うように再リースしたほうがいい車で  
あったり、再リースすると高くなるような車という、そんな条件が出てきてしま  
うの。

総務 課長 最初リースしたときに、このぐらい走るよということでリースするわけなので、そ  
の走行距離で残価でいろんなパターンがあるのかなというふうに記憶している。  
佐藤 重陽 変なことしつこく言うけれども、実は今私も切らせていたのだけれども、今さらは  
っと思って今回予算書見ながらひっくり返して見ていて思ったのは、実は各県知事  
だとか、ちょっと大きな市で2,000万円、3,000万円するセンチュリー問題あったわ  
けだ。それで、2,000万円、3,000万円という言葉の金額の中で、そんなのが必要な  
のか、これは皇室が来たときも使うから、こういう対応もあるからということで説  
明して行政が大分苦労していたけれども、よく聞いていると、でもそういう車とい  
うのは20年、30年乗っているのだ。2,000万円、3,000万円かかってもその車20年、30年  
乗っていると。そうしたときに、下手に国産車の、今市長乗っているのは五、六百  
万円するのか、この間言われたけれども。そうすると、そのものを10年、20年乗っ  
て、実は鳥取県知事、要するにそこの財政的なものを考えると、その規模の車では  
当然これぐらい乗らなければいけない、これぐらい。要するに物の値段だけ見ると  
非常に違うようだけれども、財政規模の違う行政であり、そしてやっぱり目的、今  
特に大きな車が買い換えられて、それこそ今度それはテレビでやっていたのだけ  
れども、いろんな市町村長、場合によっては知事もそうだけれども、災害対応とい  
うことで四駆のバンタイプであったり、RVタイプ、俺もよく車のこと分からないけ  
れども、そういうタイプにして機動性の高いものに今替えているのだというところ  
が多い中で、そのセンチュリー問題みたいのが出てきたからいろいろたたかれてい  
たけれども、でも考えてみると別にセンチュリー乗っているのは確かに高いし、そ  
こまで必要なのかなと思うけれども、それだけの財政規模がありながら、それを20年  
乗っていると言われれば、それぞれでやっぱり納得してもいいのかななんて思うこ  
ともあるし、そうした場合に村上市のほうは今どんどん、どんどんそうやってリー  
ス料だとか何か見ていったときに、市長の白い車がいつの間にか黒くなっていて、  
あれ、何年乗ったのだという話になって、きっとそれこそ4、5年、5年で今の車  
に買うというわけ。だから、そうするということは、市長の車あれは再リースかけ  
たり、そのまんま買い取るよりも、それで交換したほうがよかった、そういうこと  
なわけ。

小杉分科会長

答弁。

総務 課長 再リースを見積りを取ったところ、これ先ほど言ったとおり、新規リースのほうが  
安く上がるという結論が出た。

佐藤 重陽 いや、だから俺は、車が特にいい車であれば、逆にいい車であると今は寿命が長い  
し、しっかりしているわけだから、そういう車こそ、それで合わないのであれば、  
リースなんて言わずに市の専用車として公費で求めてもいいだろうし、不思議なの  
は、それに比べて副市長、副市長の車、今も同じ車に乗っているか。



総務 課長 おととしにリース替えをしている。  
佐藤 重陽 それもリースで、今新しいタイプというか、車、車種は分からないけれども、替わっているわけね。だから、私公用車のことは人目につきやすいし、やっぱり言われやすいから、よくよく注意する必要があるのかなと。言ってみて、市長もハードだから、車で唯一休めるのは車だから、移動のときに車は意外と大切なのだよなんて話をしたことも私もあった。だけれども、やはり今こうやって見て、市民の目からいろいろな意味で抑えろ、行政の中でも抑えろ、抑えろとやりながら、財政の立て直しだ、見直しだと頑張っているときに、一部分ではそうやってわあわあ言いながら、一部分は割と何か楽しんでいるのかななんて、今特にまた大阪だったか、千葉だったか、市川か、市長室にガラスのシャワー室だなんて騒ぎもしているけれども、やっぱりそういうふうに見られる。皆さん乗っている車が本当に普通庁用車として回っているときに、いつまでもこんなのでよく走っているななんていう車もあれば、何でこんな立派な車なのだなんて、その辺のところの市民から見た目線というのはもっともっとよく注意して見たほうがいいし、実際にお金の面だって4年、5年でリースするようなのではなくて、やっぱり10年、15年乗るような計算の中での合い方を、10年乗るのだったら、15年乗るのだったらという考え方の中で決めていってもいいのではないかなと思うのだが、いかがか。

総務 課長 ちょっと研究させてくれ。よろしく願います。

小杉分科会長 よろしいか。

佐藤 重陽 あともう一点、それこそ総務課長に、面当てで言うのではないから誤解しないで。やっぱり53Pの顧問弁護士委託料、俺弁護士駄目だ、駄目だといつも言っているものだから、面当てでいうのではないのだけれども、これがあることによって、行政として相談役がいることによって安心できるのもあるから、一概に悪いとは言えないと私も今思っているのだ。ただ、これ今ひまわり法律基金というのが村上市にもようやく2つできて、市長の何か、施政方針か、今まで出ていたと思うけれども、それによると市として今度市民の安寧のためにもいろいろ役立つこと、期待できることが出てきたわけだし、その方々にやっぱり定着してもらわなければいけないと思うのだ。そういう中で、年次交換だとか何かの中で、やはりそういう人たちの、せっかく2つあるのなら2つの年交代ではないけれども、隔年交代でもいいし、そんなような委託方法でもいいのではないかなと思うのだが、これは実際にどんなふうになっているのか。

総務 課長 今誰とということでの決定はしていないので、その意見はこれから願います際に参考にさせていただきたいなど、このように思う。

佐藤 重陽 では、以上だ。

渡辺 昌 1点だけ願います。予算書に出てこないことなのだけれども、昨年市報を2回を1回にして、それを配布手数料の件何か協議したとかしないとか、その辺の経緯現状どうなのか教えてくれ。

企画財政課長 まだ1回に持っていくと決めたわけではなく、各区長会のほうでいろんなご意見を伺いながら調整をしているということだし、手数料云々の話、またちょっと違う問題であるので、内部で総務のほうと詰めていくということにしているので、具体的なまだその検討はしていない。

渡辺 昌 令和3年度中にという予定にはなっているのだろうか。

総務 課長 やはり地域に行くといろんなご意見をいただいているので、ぱっという形にはいか

ない。十分ご理解いただいた上でやらなければならないと。丁寧に説明して協力をいただきたいということで、ちょっと時間かかるのかもしれないが、目指すべき方向は今のところ変更はしていない。

高田 晃 選挙費のほうで1点だけちょっと。77Pだが、今回衆院選ということでの予算計上なのだが、このポスターの掲示板の箇所、何か聞くところによると、いろいろ委員の皆さんが回りながらその箇所の確認とか、今の現状でこの数でいいのかとか、そういうふうな調査を今していると。議会の中でも、今までその掲示板の数だけでなく、投票所の関係、今投票率がどんどん下がってきている中で、投票率向上のためにいろいろ全国の自治体、選管で知恵を絞って工夫しながら投票率の向上のためのアイデアを出しているのだが、その辺も何かその後検討されてきたかどうか、そのちょっと経緯だけ教えてくれ。

選管・監査事務局長 その大型商業施設を使つての期日前投票所の新設、それから例えば市の施設をマナボーテとか、そういったところについて検討は今していて、どれだけ経費がかかって、その費用対効果ということはあれだけれども、どのぐらいの投票率向上につながるのか、その辺今ちょっと検討している最中であるので、今後もうちょっとお時間いただきたいと思う。掲示板についても、法定というか、公職選挙法でもう決まっているので、例えば国の選挙、県の選挙については、その投票区、有権者、それから面積等によってもある程度割り当て、数が決まっているので、こちら村上市の選挙管理委員会で数を減らせればいいのだが、なかなか減らせるとか、適正な数字ということで数が決まっているというのが原則だ。

## 第9款 消防費

### (質 疑)

木村 貞雄 167Pになるけれども、上のほうの地域防災計画策定業務の委託料なのだが、危機管理の面からお伺いするけれども、先ほど課長の説明では見直し分というか、津波の関係もあるし、全体見直しということで、これ委託なのだが、まるっきり業者に内容のことを委託するのか。

総務 課長 基本的には国の災害対策基本法の改正内容とか、県の地域防災計画、いろんな見直しがある。その総体的にチェックをかけながら、丸投げという意味ではなくて、法令が変わって、うちの防災計画でここは直さなければならない。新たな視点が入った。こういう視点でというようなアドバイスはいただくが、それを総合的に調整させていただくものを委託すると。幅広い業務になって、直営ではボリューム的にもなかなか不可能ということで、業者委託を選定させていただいたところである。

木村 貞雄 それで、私思うのは、この11日にちょうど東日本大震災の10年目になるよね。テレビでもいろいろされているのだけれども、私もこの前学校のことを言ったのだけれども、そういった津波には想定しない部分においてそういうのが発生しているので、それで本市においては、避難所がほとんど学校だよ。そういったところの海拔を見直しながら進めていかなければならないと思うのだけれども、その点については、市のほうからもそういった意向で作成してもらいたいというのがあるのだ。どうか。

総務 課長 当然私どものほうでこの地域にはここがあるべきだと、当然津波の今の想定システム出ているので、より安全なものは目指していくと。それは、業者に任せるのではなくて、こちら側からの指定ということになる。

本間 善和 今回救急車の更新という格好で、主要施策のやつを見ると、山北分署に配備する救急車の更新を行うという格好での説明が書いてある。これ間違いないか。

消防長 山北分署の救急車を更新する。

本間 善和 多分10年たったからという意図だと思うのだけれども、私の記憶では朝日分署に配備されている救急車のほうが古いと思うのだ。1年弱、年度でいくと1年なのだけれども、なぜ山北分署のほう早くするのか。

消防長 今の救急車の現状を見ると、山北分署の救急車のほうが塩害で足周り、それからエンジン周りのところ腐食が激しくて、今タイヤハウスの付近は穴の空いているところもある。朝日分署のほうがまだ耐えられているということで、今本間委員おっしゃったとおり、朝日分署のほうが早く入っているのだけれども、山北分署のほうの救急車のほうを更新したほうがいいという判断で山北分署のほうを早めた。

本間 善和 大体そんなところだと想像はしていたので、それはそれで結構だと思う。臨機応変ということあるので、1年違いだから。そこで、多分これ山北分署にまたこの新しい高規格車、中の機材まで新しくして3,600万円ぐらいかかると思うのだけれども、そうして今年この予算が通れば、また今年度購入して入れる。そうすると、今使っている山北分署の救急車は廃車にするという考え方か。

消防長 そのとおりだ。

本間 善和 それで、そこなのだ。私先般一般質問でもお願いした山北の救急車、もう廃車して引き揚げたと。その救急車が今現在消防署の後ろに雨ざらしになっているのだ。どこにも売り飛ばしもしないで、どこにも活用もしないで、消防署の後ろに、車庫にも入らないで、現状がそんな状態になっているのだ。これ消防長、間違いないだろう。

消防長 消防署の後ろにある車両なのだけれども、全て今管理は消防署から離れて企画財政のほうの管財の対象で、あそこには置かせているだけであって、競売にかけるのだよね。

企画財政課長 これ救急車に限らず不要となったその車両については、1台1台その都度かけるわけにいかないものだから、ある程度台数がまとまった時点で入札にかけて売却しているということである。

本間 善和 ちょうどこれ関連するものだから、企画財政課長、もし答えられたら。今まで救急車を売却に、はっきり言えば公売で出すよね、不要な車両買ってくれと。売れた実績あるか。

企画財政課長 すみません、ちょっと今そこは・・・  
(何事か呼ぶ者あり)

企画財政課長 すみません、ちょっと私今承知していなかったのだが、以前の担当の者がいて、売れた実績はあるということである。

本間 善和 今年も、こういう格好で新車を買おうと、また山北分署から出ると思うのだ。私にすれば、売れたとしても10万円、20万円、今までの相場の公用車の売ったときの値段見るとそんな程度でしか売れていないよね、大体公用車が公売に出したとき。それで、新潟県内とか、全国の消防署の私情報聞いていると、こういう消防車とか、救急車とか、更新で古くなったやつは、後進国と言え失礼だかもしれないけれども、今までの実績ではインドネシアとか、ベトナムとか、そういうカンボジアとか、いろんな後進国に寄附すると、そういう、例えば新発田市さんもそうなのだ。新発田市さんもそうなのだ。そして、そういう経費については、自分たちのこれたしか、メモしていただきたいが、一般社団法人日本外交協会、これ立派な国の外部団体だ。

そういうところが引き取って後進国に寄附するのだという格好でホームページも出ているし、できればそういうところを検討していただければ。この間今から5か月前に引き揚げた山北の救急車も、現在まだ雨ざらしだ、車庫にも入らないで。やっぱりああいうところを、そのほかにも赤い消防車が雨ざらしになっている。ああいうところを見るの一般の人は、やっぱり税金で買っているという格好になるので、できれば私は利活用でそういう研究をして、隣接する新潟県の中でも先ほど言ったようにそういうところがそれ出しているのだから、そういう活用をお願いしたいと、そう思うのだが、いかがか、副市長。

副市長

まずは、廃車になったとはいえども、そうやって雨ざらしにしておく。そして、市民の皆様方から見たときにあまりいい印象は与えないという管理の仕方については、大きな課題があるというふうに受け止めた。加えて、今委員がおっしゃったようなそのいろんな意味での新たな道、新たな活用方法というのは当然あるのだろうというふうに思うので、研究をしてまいりたいというふうに思う。

本間 善和

それから、消防長、私今回この消防車とか、救急車とか、消防署の機動力とか、防火水槽とか、全て見ようかなと、ホームページで見られるのだ、ホームページで。それで、それはホームページで見ると、令和2年度に作ったということで、前年度の消防年鑑がホームページで見られるようになっているのだ。この前の年を見ようとしても見られないのだ、ホームページで。このやつは毎年更新するはずだ。それで、私図書館に行った、ここの情報センターに。そうしたら、村上市のいろんな情報全てあるのだ、一つの書棚のところから。これだけが平成29年から切れているのだ、今から二、三年前から。それで、事務に問合せしたわけ。そうしたら、消防署のほうで見に来てくれと。消防署がそう言っていると。消防署の総務課に見に来てくれと。図書館の事務員に、あなた方もらっているけれども、立てておかないのではないのと。平成30年度、二、三年前までは全部あるよと。これはやはり1冊、ここのところ予算の中で印刷製本費四百何十万円も上がっているのだから、この1冊分ぐらいのやつは図書館に置いておいてくれ。いかがか。

消防長

今本間委員のご指摘のとおり、必要だと思うので、準備させるように話ししたいと思う。

本間 善和

分かった。あと結構だ。

河村 幸雄

大雪による防火水槽、消火栓の除雪・・・

(「ページ、ページ」と呼ぶ者あり)

河村 幸雄

165Pになるか。団員であったり、本部の方であったり、市民の協力もあるけれども、役割分担が徹底されているのか。1日で1メートルも雪が降るような状況下の中で、そういう役割分担というのがどのような形になっているのかということをお教えいただきたいと思う。

消防長

今年大雪で突然の雪があった。そのときには、緊急性があったので、消防団のほうに緊急除雪を依頼した。通常であれば、消防団には年間を通した中での施設管理をお願いしている。冬場にあっても、通常の雪であれば、方面隊ごとでその除雪の仕方は違うが、一つの方面隊とすれば、消防団員に1個の消火栓の1人持ち回りにして、積もったら除雪してくれとかというふうなやり方をやっている方面隊もある。通常であれば、そういうことで除雪はしてもらっている。そういう今回みたいに突然の大雪のときには、うちのほうからも緊急に申し訳ないけれども、除雪をお願いするという通達を出している。それに伴って消防署でもそれを補完するわけで

はないけれども、全部の消防水利点検している。あと、市民の方にこれをしてくれという要望はいたしていない。

河村 幸雄 また、市民の中でも言われなくてもしてくれている人も多々あるのかなと思う。火災に備えた消火栓の確保というような形で確実に伝えていただきたいと思う。あともう一つ、団員確保が難しい中、女性の方をああだ、こうだというまでに、そういうことを言うべきでないかもしれないけれども、女性団員の入団者維持というか、何年か前から盛り上がってきて確保されているのだろうか。

消 防 長 今広報指導分団だけでも、17名在籍している。その後、それこそ今副委員長言ったように、入った後にどんどん増えてくるかなと思ったのだけれども、なかなかそれもとどまっている。いつもであれば、防火広報とか、火災予防週間に表に出てもらって広報していただいているのだけれども、昨年はコロナの関係で防火活動もちょっとできない状態だったので、なかなか指導分団の方の活動が一般の市民の方に見れなかったところもある。ただ、うちのほうでも年間通じて募集はしている。

河村 幸雄 きめ細かなありがたい活動もある。本当にお力を貸していただきたいと思うので、その女性の方の団員の確保も、今後力を入れていただきたいと思う。以上だ。

高田 晃 消防長にまた再度お願いというか、ちょっと質問1つしたいのだが、この一般管理経費の中で職員の研修費負担金、これはちょっとこれ何の負担金か。

消 防 長 職員の研修費負担金は、職員が消防学校とかの入校、また消防大学校なりの入校経費になる。

高田 晃 この負担金なので、多分そうだと思うのだが、昨年本当に消防長も大変苦勞していろいろ職員の不祥事、非違行為等あって対策を講じてきたと。去年も同じ質問したのだが、この予算上にはのっていないのだが、多分のっていないと思うのだ。これ幾ら見てもないのだが、その消防職員のいわゆる綱紀肅正、あるいはコンプライアンスの向上等に向けてのその研修をやるというふうな話をしていたのだが、何かここ予算化されていないけれども、事業としてはあるというのであればちょっと教えてくれ。

消 防 長 先般いろいろなことがあって、うちのほうでもいろいろ検討して、署内での研修会等は開かさせていただいている。前に市全体等の研修会も考えるということで、その辺も含めた中で今後もその研修会、外部の人間を呼びたいというところもあるので、その辺も踏まえた中で今後また検討してまいりたいと思う。

高田 晃 その際も、総務課長のほうからもいわゆる庁内での研修、一般職員との研修も含めてやりたいという話だったのだが、もし今年度そういった目的での研修、何か予定があったらちょっと教えてくれ。

総務 課長 具体的に研修計画はまだつくっていない。昨年の不祥事に関するものは、セルフチェックということで、消防だけでなくて実は全職員毎月そのチェック項目でチェックをして、必ず上司に見てもらおうと。セルフチェック、自分たちが行動規範にのってやっているか、ふだんの行動はどうだかという、ちょっと数は忘れた。かなりの数の、そこに消防は消防で、消防独自の視点でのセルフチェックも必ず全職員がして上司に見てもらおうという行動で、まず自ら律しようという行動は移させてもらう。研修のほうは、ちょっと検討させていただきたいと思う。

高田 晃 総務課長に最後のお願いだが、今年度も相当やっぱり常時の仕事に加えてコロナ対策の業務がプラスになっていると。職員の皆さん、本当に大変だななんて一言で言

っても片づけないような内容だと思っただが、これがどんどん、どんどんほかの業務に支障来しているという部分もあろうし、もう一つは、職員のやっぱりストレス。今1年たっているいろんな新聞報道、あるいはテレビの報道なんかでも、やっぱりいろんな面で心身にひずみを起こしてきたり、あるいはちょっと障がいが出てきたりという部分があるので、ぜひその職員の健康管理も含めて、研修の機会を設けてやっていただきたいなというふうに思うので、お願いします。

総務 課長 ありがとうございます。労働安全衛生委員会、毎月各支所、本庁で開いている。今回3月にまた最後の総括があるので、委員からそういうご意見いただいたということで委員会の中で、副市長が最終的な総括になるので、ご報告し、意見を集約してたいなというふうに思っている。

副 市 長 私からも一言申し上げたいと思う。確かにこのコロナ禍という思いもよらない状況の中で、職員は大変苦勞している。そういったことを市長も常々気を使いながら見守っているということではあるけれども、やっぱり日常業務も当然あるわけであるので、そこのところしっかりと私も受け止めさせていただきながら、今回の衛生管理委員会に私も出席させていただくので、今のご意見も含めながら、職員にも労をねぎらうとともに、自分の健康管理にも十分注意して進めるようにということで配慮していきたいというふうに思う。

#### 第12款 公債費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第13款 諸支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第14款 予備費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第3条「第3表 地方債」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第4条 一時借入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第5条 歳出予算の流用

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長（小杉武仁君）散会を宣する。

(午後 4時51分)